

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長
経産02	大企業向け賃上げ促進税制
経産03	GX分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産基盤税制）
経産04	海外投資等損失準備金
経産05	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長
経産06	環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）
経産07	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設
経産08	技術研究組合の所得の計算の特例
経産09	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
経産10	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産11	電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設
経産12	電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設
経産13	（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化
経産14	電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）において掲げるスタートアップへの投資目標（2027年度に10兆円規模とする）を実現する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率（I P O : M & A = 1 : 2）へ高める）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027年度に10兆円規模とする）を実現する）は、スタートアップ育成5か年計画に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率（I P O : M & A = 1 : 2）へ高める）は、政策目的そのものの実現状況を示すための、様々な施策を講じて最終的に達成すべき大きな目標であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 目標を達成する上で、本特例措置の適用期間の最終年度である2025年度時点で到達すべき投資額としては3.8兆円規模と推計している。2027年度において目標投資額を達成できるよう、足元の実績をもとに、一定の伸び率を見込んで推計した数値である。（算定方法の詳細は（3）①の内容による）</p> <p>② 目標を達成する上で、本特例措置の適用期間の最終年度である2025年度時点で到達すべきI P O とM&Aの割合は「I P O : M & A = 1 : 0.97」と推計している。2027年度において目標投資額を達成できるよう、足元の実績をもとに、一定の伸び率を見込んで推計した数値である。（算定方法の詳細は（3）①の内容による）</p> <p>③ 本税制措置の適用期間の最終年度（2025年度）における、本特例措置が達成すべき目標値は、事前評価書「10有効性等」に記載した内容に内包されている。本税制が適用される投資件数・額については、2027年度において目標投資額を達成できるように一定の伸び率を見込んで推計しており、当該投資件数・額をもとに「10有効性等」を試算した。こうした数値との比較により、有効性等を判断することは可能である。</p> <p>④ 上記と同様に、本税制措置の適用期間の最終年度（2025年度）における目標値は、事前評価書「10有効性等」に記載した内容に内包されている。本税制が適用されるM&Aの実施件数・額については、2027年度において目標投資額を達成できるように一定の伸び率を見込んで推計しており、当該M&A実施件数・額をもとに「10有効性」を試算した。こうした数値との比較により、有効性等を判断することは可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点</p>

を課題とする。

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度から4年度まで）について、「2020年度から2022年度は、経産省調査による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和2年度及び3年度）について、租特透明化法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度から4年度まで）は制度の執行上で得た実測値であるため、算定を行っていない。</p> <p>② 本税制は2020年度に創設された新規出資型と令和5年度税制改正要望にて拡充されたM&A型の2類型がある。本欄においては、2023年度以降の適用数も記載する必要があるため、新規出資型とM&A型の両適用数を合算することが求められるが、租特透明化法に基づき把握される情報については、税制の適用件数ではなく、適用法人数をベースにされていると解される。かかる中、M&A型については適用法人数を推計することが困難であるため、2023年度以降の適用見込みについては、適用件数を用いざるを得ない。この場合には2020年度から2022年度にかけては租特透明化法に基づき把握される情報（適用法人数）を、2023年度以降には適用件数をもとに表を作成することとなるが、表の整合を取る観点から、租特透明化法に基づき把握される情報を用いず、経産省調査による情報を一律で用いることとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和5年度から7年度まで）について、「2023年度以降の件数は、スタートアップ育成5年計画において、スタートアップ投資額を5年後に10倍の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率（58%）をもとに試算。2023年度以降については、M&A型の適用見込み件数を上乘せ。具体的には、2017～2021のスタートアップM&Aの件数と金額を基に試算（出典：INITIAL）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「スタートアップ投資額を5年後に10倍の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率（58%）をもとに試算。」としている点については、正しくは「スタートアップ投資額を5年後に10倍超の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率（63%）をもとに試算。」が正であったため、関連箇所を含めて事前評価書を修正させていただく。算定根拠については、2022年の国内スタートアップの資金調達額が8,774億円であり、5年後の投資額を10倍超となる10兆円規模にするための年平均成長率を下記のとおり算定。（出典：INITIAL「Japan Startup Finance 2022」）</p> $(10兆円 / 8,774億円)^{(1/5)} - 1 \approx 63\%$ <p>また、「M&A型の適用見込み件数を上乘せ。具体的には、2017～2021のスタートアップM&Aの件数と金額を基に試算（出典：INITIAL）」としている点については、本税制の適用対象となりうる、買収時の出資金額が5億円以上となるスタートアップのM&Aの件数は年間33.3件程度と推測される一方、日本のI P Oは年間100件程度で推移していることから、I P OとM&Aの比率を5年後に欧州並みの比率まで高めるためには、年に200件程度のM&Aが必要となる。このためにはM&Aの実施件数を年平均で43%程度成長させる必要がある（出典：INITIAL社データベースをもとに</p>

経産省推計)。なお、税制を利用する企業は利益計上法人であることが想定されるため、税制適用見込みを試算するに当たっては、利益計上法人の割合(37.7%)を掛けた数値を計上している(出典:国税庁「令和2年度会社課税調査」)。
「スタートアップ育成5年計画」は、「スタートアップ育成5か年計画」が正であり、修正させていただきます。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに把握されていない。
② 過去の減収額について、「法人実効税率を29.74%として試算」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典(算定の基礎となる適用額を含む。))が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 内訳は下記のとおりであり、実効税率を使用せずに試算した。(3)①に記載した修正により、2023年度以降の数値が変動している。

(単位:億円)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
法人税の推定減収額	13	20	35	88	136	213
法人住民税の推定減収額	1	1	2	6	10	15
法人事業税の推定減収額	3	4	7	18	28	44
合計	17	26	44	112	174	272

※法人事業税には付加価値割、所得割、特別法人事業税を含む。

② 下記のとおり算定。
出典:(財務省「法人課税に関する基本的な資料」、総務省「法人住民税・法人事業税」)

番号	内訳	備考
①	法人税の減収額	法人税率を23.2%として、本措置による所得の減収額×23.2%により算定
②	本措置による所得の減収額	事前評価書「10有効性等②適用額」より
③	法人住民税の減収額	法人住民税率を7.0%として、①×7.0%により算定
④	法人事業税(付加価値割)の減収額	法人事業税率(付加価値割)を1.2%として、②×1.2%により算定
⑤	法人事業税(所得割)の減収額	法人事業税率(所得割)を1.0%として、②×1.0%により算定
⑥	特別法人事業税の減収額	特別法人事業税率を260.0%として、⑤×260.0%により算定

【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに予測されていない。
② 将来の減収額について、「法人実効税率を29.74%として試算」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典(算定の基礎となる適用額を含む。))が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 上記(4)にて回答済。
② 上記(4)にて回答済。

【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標(出口戦略としてのM&Aの比率を高めていくこと)に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 本税制のM&A型は令和5年度に拡充されたものの、本制度は制度の執行上、各事業者の事業年度末に申請を受け付ける仕組みとなっており、企業の決算時期の多くは3月末であることから、現状M&A型に関する認定実績はない。事前相談等は受け付けているが、現時点では効果の検証を行う段階にないと考えている。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標(スタートアップ5か年計画で目標に掲げている5年後に10倍を超える規模に投資額を増加させる)の達成状況(達成目標に対する進展の程度)が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027年度に10兆円規模とする)を実現する)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標(我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率(IPO:M&A=1:2)へ高める)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
①
・ 本税制は事業会社からスタートアップへのオープンイノベーションを目的とした投資を促す制度であるが、国内スタートアップへの投資家別投資額として、事業法人系による投資額は約25%(2,318億円/9,128億円)を占めており、事業法人はスタートアップへの投資額を増やす上で重要な役割を担っている。(出典:INITIAL「Japan Startup Finance 2022」)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の制度創設以降税制の適用件数・金額は着実に増加しており、2022年には127件、508億円の適用実績。2022年以降、スタートアップの資金調達環境が悪化の煽りを受け、海外投資家による投資は大幅に減少し、独立系VCによる投資も減少する中、事業法人系の投資は増加しており、スタートアップ投資を下支え。 ・ 2022年は事業会社における国内スタートアップ投資は概ね横ばいであったのに対し、本税制の適用投資額は大幅増加(+39%)しており、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に貢献している可能性。 ・ 以上より、本税制は事業会社による国内スタートアップへの投資を後押ししており、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027年度に10兆円規模とする)に寄与していると考えている。 <p>② M&A型については、制度の執行上現時点での認定案件はないが、案件の相談等も受け付けている状況であり、本税制は企業の投資判断に一定寄与するものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長を実現するためには、我が国のあらゆる事業会社とスタートアップとの出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。事業会社が行うスタートアップ投資について、税制措置を講じ広く我が国事業会社一般に対して投資インセンティブを付与することは、投資インセンティブの創出につなげることが困難な立法措置や、事業会社一般へのインセンティブ付与が困難な補助金等の予算措置と比較しても、当該目的を達成する上で、政策手段として有効である。更に、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるよう制度設計がなされている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義 (国税 5) 法人住民税、法人事業税: 義 (自動連動) (地方税 21)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25% が所得控除される制度。
		《要望の内容》 適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長する。
		《関係条項》 租税特別措置法第 66 条の 13
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 5 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯	令和 2 年度創設 (令和 2 年 4 月 1 日～) 令和 4 年度拡充・延長 (令和 4 年 4 月 1 日～) 令和 5 年度拡充 (令和 5 年 4 月 1 日～)
8	適用又は延長期間	2 年間 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 《政策目的の根拠》 【スタートアップ育成 5 年計画 (令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)】 6. 第三の柱: オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方 ○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。 2. 目標 目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要

		<p>である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。 ○ この投資額は、過去 5 年間で 2.3 倍増 (3,600 億円 (2017 年) → 8,200 億円 (2021 年)) であり、現在、8,000 億円規模であるが、本 5 年計画の実施により、5 年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模 (10 兆円規模) とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。 3. パッケージの方向性 ○ スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目すると、米国では M&A が 9 割を占めるのに対し、我が国では IPO が 8 割であり、圧倒的に IPO の比率が高い。M&A の比率を高めていくことが求められる。 ○ このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略 (出口戦略) としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。</p> <p>【統合イノベーション戦略 2023 (令和 5 年 6 月 6 日閣議決定)】 第 1 章 総論 (国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション) 2. 科学技術・イノベーション政策の 3 つの基軸 (3) イノベーション・エコシステムの形成 (3) 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (成長志向の資金循環形成) オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】 第 2 章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進 (スタートアップの推進と新たな産業構造への転換) さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 年計画の推進 2. スタートアップ育成 5 年計画の推進 (6) オープンイノベーションの推進 ① オープンイノベーションを促すための税制措置等 スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5 億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。</p>
--	--	---

10	有効性等	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1.経済構造改革の推進												
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027年度に10兆円規模とする)を実現する。 ・我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率(IPO:M&A=1:2)へ高める。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。</p>												
		①: 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>123</td> <td>113</td> <td>129</td> <td>228</td> <td>367</td> <td>592</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の数値の考え方は以下のとおり(適用額、減収額についても同様)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度から2022年度は、経産省調査による。 ・2023年度以降の件数は、スタートアップ育成5か年計画において、スタートアップ投資額を5年後に10倍超の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率(63%)をもとに試算。 ・2023年度以降については、M&A型の適用見込み件数を上乗せ。具体的には、2017~2021のスタートアップM&Aの件数と金額を基に試算(出典:INITIAL)。 	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	件数(件)	123	113	129	228
年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025									
件数(件)	123	113	129	228	367	592									
②: 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(億円)</td> <td>56</td> <td>88</td> <td>149</td> <td>378</td> <td>588</td> <td>919</td> </tr> </tbody> </table> <p>・2020年度、2021年度の適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)による。2022年度以降は推定。</p>	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	適用額(億円)	56	88	149	378	588	919
年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025									
適用額(億円)	56	88	149	378	588	919									
③: 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推定減収額(億円)</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>44</td> <td>112</td> <td>174</td> <td>272</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人実効税率を29.74%として試算</p>	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	推定減収額(億円)	17	26	44	112	174	272
年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025									
推定減収額(億円)	17	26	44	112	174	272									

11	相当性	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:創設時~令和5年4月)</p> <p>○事業法人によるスタートアップ投資額(出典:INITIAL)</p> <p>2019年 1,817億円 2020年 1,870億円 2021年 2,266億円 2022年 2,318億円</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への投資額は2022年の1年間で約398億円であり、これは2022年の事業会社等による国内スタートアップ投資全体の約17%にあたる。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定程度貢献している。スタートアップ育成5か年計画においてスタートアップへの投資額を5年で10倍超にする目標を掲げている中、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進する措置が必要である。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>上述のとおり、本施策により直接的に事業会社によるスタートアップ投資額は押し上げられていると考えられる。本税制による後押しを受けてスタートアップへの投資を行うことで、当該事業会社がノウハウを蓄積することにより投資の積極性を増していくことや、投資やM&Aを受けたスタートアップが事業会社からの経営資源の提供を受けて事業成長を遂げる等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には、租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。</p>
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政府では、「スタートアップ5か年計画」を取りまとめた上で、スタートアップの起業加速とオープンイノベーションの推進を通じて、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出していくこととしている。</p> <p>スタートアップの更なる成長を支援する観点からは、スタートアップとオープンイノベーションを促進する必要がある。また、スタートアップ単独では成し得ないスピード・規模での事業成長を実現する出口戦略として、事業会社によるスタートアップのM&Aを促進することは重要である。</p> <p>こうした観点から、税制措置を講じて投資のインセンティブを付与することは、当該目的を達成する政策手段として有効である。</p>
②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした対応として、政府が策定したスタートアップ5か年計画において、①大企業とスタートアップのネットワーク強化(秘密保持契約等において留意すべき指針の周知、J-Startupやオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会(JOIC)を通じたネットワーク強化)、②M&Aを促進するための国際会計基準の任意適用の拡大を促すことについて、今後取り組む内容として位置づけられている。この措置は、それぞれ、スタートアップM&Aの阻害要因となっている①事業会社による自前主義や②日本会計基準に基づくのれんの定期償却という課題への対応であ</p>		

		り、本措置が解決すべき事業会社によるスタートアップへの出資(M&A含む)を促進するための政策課題とは対応する課題が異なる。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	事業会社やスタートアップは都心部のみならず地方にも位置している。本税制によりオープンイノベーションを促進することで、地方に位置する事業会社やスタートアップが成長することは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年12月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	大企業向け賃上げ促進税制
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（賃上げに関する企業の計画的な検討を促進するとともに、賃上げを行う企業の裾野の拡大を後押しし、「構造的・持続的な賃上げ」を実現する。以下同じ。）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（賃上げの原資が確保できている企業における賃上げを促すことにより、低下する賃上げの水準を一気に反転させ、新しい資本主義の起動にふさわしい賃上げを実現する。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」で言及されているとおり、我が国経済は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、世界的な物価高騰とそれに対応する各国金融の引締めによる海外景気の下振れリスク、金融資本市場の変動が我が国経済に与える影響を十分に注意する必要があり、現状において数値目標の設定は適当でない。昨今は、総理からも「物価高に負けない賃上げ」、「インフレ率プラス数%」といった言い方がなされている。こうしたことを踏まえると、本税制における賃上げ率の目標についても、現時点で定量的に示すことは適切ではないが、一般的に言えば、日銀による2024年度の物価上昇の予測が1.9%であることに鑑みると、1.9%プラス数%を念頭に置くことが適切であると言える。</p> <p>② 令和6年度税制改正については、今後党税調で議論されていくものと承知しており、要望を行っている租特の延長期間の長期化を前提として記載することは適切ではないものと承知しているが、仮に6年間租特の延長期間が長期化されるものと仮定すると、目標達成時期は、令和14年度となる。</p> <p>③ 今年の春闘の賃上げ率は30年ぶりの高い水準となっており、今までとは潮目が変わってきたと言われているものの、この高水準の賃上げ率を一過性のものにせず、「構造的・持続的な賃上げ」を実現することが現在の最重要課題となっている。したがって、新たな達成目標へ変更することは合理的であると言える。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和3年度の適用件数を基に令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、名目GDP成長率等を用いて令和4年度の適用件数を試算すると1,926件と推計。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和3年度の適用件数を基に令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、名目GDP成長率等を用いて令和4年度の適用件数を試算すると1,926件と推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率を推計し、令和3年度の適用件数を基に算出した令和4年度の適用見込件数を基に税制の適用件数を試算。</p> <p style="text-align: center;">(単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年度</td> <td>令和5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>7,342</td> <td>7,522</td> <td>7,654</td> </tr> </table> <p>※検討中の内容による試算のため、変更となる可能性がある。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の適用数（令和8年度）が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>	年度	令和5	6	7	法人税	7,342	7,522	7,654
年度	令和5	6	7					
法人税	7,342	7,522	7,654					

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和4年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年度</td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>3,989,488,060</td> <td>975,637,451</td> <td>528,452,407</td> <td>483,605,329</td> <td>2,896,612</td> </tr> </table> <p>※令和3年度までは実績数値。出典：総務省「道府県税の課税状況等に関する調査」令和4年度は②の法人税減収推計額に法人事業税率2.7%を乗じて算出。</p> <p>※法人住民税については、大企業向け賃上げ促進税制は、地方税法第292条において法人住民税の遡断規定が置かれているため対象外。</p> <p>② (2) ①で推計した適用件数及び令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、経産省アンケートを基にした上乗せ要件適用割合を基に令和4年度の法人税の減収額を試算すると、約1,073億円と推計。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（法人事業税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の減収額（平成30年度から令和3年度までの法人事業税）について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「(2) ①で推計した適用件数及び令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、経産省アンケートを基にした上乗せ要件適用割合を基に令和4年度の法人税の減収額を試算すると、約1,073億円と推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及び</p>	年度	平成30	令和元	2	3	4	法人事業税	3,989,488,060	975,637,451	528,452,407	483,605,329	2,896,612
年度	平成30	令和元	2	3	4							
法人事業税	3,989,488,060	975,637,451	528,452,407	483,605,329	2,896,612							

その出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 給与総額の見込増加率、名目GDP成長率を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率を推計し、令和3年度の適用件数を基に算出した令和4年度の適用見込件数を基に税制の適用件数を試算。給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率をもとに、税額控除額の算定基礎となる1社当たり給与等支給総額増加額を算出し、上記で算出した適用見込件数を基に令和5年度～令和7年度の適用額を算出。

(単位:億円)

年度	令和5	6	7
法人税	1,451	1,517	1,546

※検討中の内容による試算のため、変更となる可能性がある。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額(法人事業税)が予測されていないため、この点を課題とする。
また、将来の減収額(令和8年度の法人税)が予測されておらず、この点を課題とする。
また、将来の減収額(令和5年度から7年度までの法人税)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 令和3年度の賃上げ促進税制に関する適用実績は、適用件数は約14万件、適用金額は約2,430億円となっている。令和2年度以前も、毎年概ね約10万社の企業に御活用いただいている。企業の賃上げ促進に対する効果については、令和3年度の適用金額を基に機械的に計算すると、1.6兆円規模の賃金の増加が本税制の適用の基準として評価されたことになる。他方、賃上げは、税制のみならず企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであって、税制の効果だけを取り出して定量的にお示しすることは難しい。なお、令和5年度春闘における賃上げ率は30年ぶりの高水準となり、マクロの雇用者報酬も増加している。これを一過性のものにすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 賃上げは税制のみならず企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであって、税制

の効果だけを取り出して定量的に示すことは困難ではあるものの、要望事項を措置することにより、将来の適用数は増加が見込まれており、より多くの企業において賃上げが実現することとなる。また、将来の減収額についても増加が見込まれており、我が国全体の家計所得の増大が実現する。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 政策目的を実現するためには、投資の促進等を行い中長期的な賃上げ原資の確保を後押しするとともに、こうして得られた賃上げの原資を従業員に還元することを後押しし、成長と分配の好循環を実現していくことが重要であるために本税制措置を講じる必要がある。

【点検結果】

① 「政策目的を実現するためには、投資の促進等を行い中長期的な賃上げ原資の確保を後押しするとともに、こうして得られた賃上げの原資を従業員に還元することを後押しし、成長と分配の好循環を実現していくことが重要であるために本税制措置を講じる必要がある」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、中でも(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	大企業向け賃上げ促進税制
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税6) (法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動))(地方税7)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>青色申告を提出する事業者が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人の場合は令和5年から令和6年の各年)に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から3%以上増加している場合、その法人の雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる。</p> <p>さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が上乗せされる。</p> <p>①継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から4%以上増加している場合は10%上乗せ</p> <p>②教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から20%以上増加している場合は5%上乗せ</p> <p>なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の20%を限度とする。</p> <p>ただし、その事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一定の場合に該当する場合に限る。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。</p> <p>加えて、賃上げを行う企業の裾野の拡大に向けて、中堅企業に対する措置を強化するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅企業の賃上げを後押しする観点から、税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設する。</p> <p>さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。</p>

		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税(租税特別措置法第10条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の6の4) ・法人税(租税特別措置法第42条の12の5、租税特別措置法施行令第27条の12の5) ・地方税(地方税法附則第9条第13項、第14項、第15項、第16項及び第17項)
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業人材課
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和5年9月</p> <p>分析対象期間: 「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。</p>
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 創設: 所得拡大促進税制(給与等支給額の平成24年度からの増加額の10%を税額控除)の創設。適用期限は平成27年度末。 ・平成26年度 拡充及び延長: 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の2年延長。 ・平成27年度 拡充: 給与等支給額の総額増加要件の緩和。 ・平成29年度 拡充: 給与等支給額の平均額増加要件の厳格化。 ・平成30年度 創設: 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制(給与等支給額の前年度からの増加額の15%又は20%を税額控除)の創設。適用期限は令和2年度末。 ・令和2年度 延長・見直し: 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化。 ・令和3年度 延長・見直し: 継続雇用者給与等支給額の増加要件を新規雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。設備投資の減価償却費割合要件を廃止。 ・令和4年度 延長・見直し: 新規雇用者給与等支給額の増加要件を継続雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。控除率の拡充。
8	適用又は延長期間	「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2023(抜粋)</p> <p>第1章 マクロ経済運営の基本的考え方</p> <p>1. 本基本方針の考え方</p> <p>「新しい資本主義」を通じて、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂</p>

		<p>げる。また、社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取組等を通じ、分厚い中間層を復活させていく。</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(抜粋) 1. 資本主義のバージョンアップに向けて 1. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂の考え方 新しい資本主義を通じて、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換することで、経済の付加価値を高めつつ、企業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げ、分厚い中間層を復活させていく。 (中略) 3. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現 新しい資本主義は一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければならない。官民連携による社会的課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある。</p> <p>Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 (7) 多様性の尊重と格差の是正 ② 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済構造改革の推進</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 賃上げに関する企業の計画的な検討を促進するとともに、賃上げを行う企業の裾野の拡大を後押しし、「構造的・持続的な賃上げ」を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置により、「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現に取り組む。</p>																																																																	
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数 ②: 適用額 ③: 減収額 ④: 効果</p>	<p>(単位: 件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>6,126</td> <td>6,546</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>2,279</td> <td>1,900</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>818</td> <td>980</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>5,285</td> <td>4,798</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>818</td> <td>980</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>5,285</td> <td>4,798</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年以降、平均給与額*は堅調に上昇。 (平成)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>26 年</th> <th>27 年</th> <th>28 年</th> <th>29 年</th> <th>30 年</th> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>415</td> <td>420</td> <td>422</td> <td>432</td> <td>441</td> </tr> </table> <p>(令和)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>元年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>446</td> <td>433</td> <td>443</td> </tr> </table> <p>※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人当たりの平均給与額 (各年における 1 年間の給料・手当及び賞与の合計額)。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 賃上げは、税制のみならず、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、税制の効果だけを定量的に図ることは難しいものの、平成</p>	年度	令和2	3	4	5	法人税	6,126	6,546	精査中	精査中	所得税	2,279	1,900	精査中	精査中	年度	令和2	3	4	5	法人税	818	980	精査中	精査中	所得税	5,285	4,798	精査中	精査中	年度	令和2	3	4	5	法人税	818	980	精査中	精査中	所得税	5,285	4,798	精査中	精査中		26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	万円	415	420	422	432	441		元年	2 年	3 年	万円	446	433	443
年度	令和2	3	4	5																																																															
法人税	6,126	6,546	精査中	精査中																																																															
所得税	2,279	1,900	精査中	精査中																																																															
年度	令和2	3	4	5																																																															
法人税	818	980	精査中	精査中																																																															
所得税	5,285	4,798	精査中	精査中																																																															
年度	令和2	3	4	5																																																															
法人税	818	980	精査中	精査中																																																															
所得税	5,285	4,798	精査中	精査中																																																															
	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年																																																														
万円	415	420	422	432	441																																																														
	元年	2 年	3 年																																																																
万円	446	433	443																																																																

		<p>25年度から令和3年度までの9年間で約90万件の企業が本税制の適用を受け、その累計の減税規模は約2.3兆円となっている。その間、高水準の賃上げを達成してきており、税制も寄与してきたものと考えられる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>日本経済を成長軌道に乗せるための要は「新しい資本主義」の実現であり、そのために「成長と分配の好循環」の実現が重要。政府方針として、最重要課題として所得の向上につながる賃上げを促していくこととしており、成長の果実を従業員に分配し、そして未来への投資である賃上げが原動力となって、更なる成長につながるという好循環の実現に資するものであることから、本税制による税収減は是認される。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく、という政策目的を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>「成長と分配の好循環」による持続可能な経済の実現に向けて、特定の産業・業種を問わず、賃上げの原資が確保できている全ての企業に対して賃上げを促していくことが必要であり、全国遍く政策効果を行き渡らせる観点から、地方公共団体の協力が不可欠。</p>
12	有識者の見解	<p>—</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>前回の事前評価: 令和4年2月</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	G X分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産基盤税制）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中長期的な経済成長を牽引するG X分野を中心に、D Xや経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。）は、政策目的（“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引するG X分野を中心に、D Xや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の適用を受けられる物資の範囲や適用数等を精査中のため、現時点で具体的に記載できていないが、制度措置を踏まえ、評価分析期間中に本税制の適用を受けて実施された設備投資額、生産・販売の増加額、それらの経済効果（雇用の増加等）等の適切な指標を参照しながら、本租税特別措置の政策評価を行う予定である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1) のとおり、今後、具体的な達成目標を設定した上で、本租税特別措置の効果を適切に分析する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 今回の政策目的は、G X, D X, 経済安保等の戦略分野において、経済効果や自律性確保の観点から特段に国として支援が不可欠な物資について、国内の投資・生産の拡大を促すこと。生産のための設備投資に対する補助金や税制等の措置は、設備投資自体を促進することは可能であるが、実際にその設備を用いた物資の生産の増加（既存設備の稼働率・生産性の向上及び新規需要の開拓を含む）自体に直接的なインセンティブを与えるものではない。一方、企業が投資・生産・販売の拡大に成功してはじめて税額控除を提供する措置は、上記政策目的を直接的に達成しやすい。また、直近年度での投資開始がある程度見込まれるものに対する措置が念頭となっている補助金等とは異なり、租税特別措置については、適用期間を長期に設定することにより、将来見通しの不確実性等から投資判断に時間を要するものについては、企業にとっての中長期での予見可能性を確保することで、投資判断を促すことができる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	GX 分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産基盤税制）
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税15) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税6) ②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税15)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 ・中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資(戦略物資)について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を新たに講じる。 ・本税制について、税額控除の繰越制度を講じる。 《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業創造課 経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 推進企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年4月～令和9年3月
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 “世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。 《政策目的の根拠》 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)において、「成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要」とされている。

10	有効性等	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月16日) 各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略物資の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、国内生産物資の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
		①: 適用数	精査中
		②: 適用額	精査中
		③: 減収額	精査中
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなるため、企業による国内外の新たな需要の獲得を後押しするとともに、企業の収益性を高め、日本国内への企業立地・投資を推進することができる。

		⑤: 税収減を是認する理由等	本措置を講じることにより、GX分野等における戦略物資に関する国内立地・投資が促進するとともに、企業の新たな需要開拓を後押しすることによって、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。</p> <p>GX分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあるものの、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。</p> <p>例えば、蓄電池等の戦略物資について、米国においては、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10年間にわたる生産・販売量に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、こうした海外の政策動向の変化に対応することができなければ、国際的な競争に大きく劣後し、わが国の産業競争力や立地拠点としての競争力を喪失することになりかねない状況。各国と遜色ない措置を講じること、対象商品の国内での生産を維持・拡大することが、我が国の産業競争力強化・経済成長に資する。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		②: 地方公共団体が協力する相当性	本租税特別措置は、地方を中心とした日本国内への企業立地・投資を促進し、地方における雇用創出や地方企業の競争力強化に寄与するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	海外投資等損失準備金		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）は、「エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））は、エネルギー基本計画に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要する上、既に生産を開始しているプロジェクトについても時間の経過とともに生産量が低減していくものである。このため、政策目標に対し本特例措置の適用期間ごとの達成目標を設定することはなじまないことから、本特例措置の達成目標は、石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げることとした。</p> <p>③・④ 本特例措置は、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に資するための措置であることから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げることとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和2年度及び3年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会提出）における実績を引用」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（令和3年度の法人住民税及び法人事業税）について、地方税法に基づき把握される影響額と異なる減収額が記載されており、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されおらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出）の備考欄において、法人事業税に関しては「事業税の所得計算において適用対象外」となっているため内訳の記載をしていなかった。そのため「地方税（法人住民税）」と記載修正させていただいた。</p> <p>②・③ 令和2年度から7年度までの法人税及び法人住民税の減収額は、下記の通り算出した。なお、令和3年度から7年度の地方税について、誤記があったため修正させていただいた。</p> <p><国税>（報告書適用額）×（法人税率）</p> <p>令和2年度：1,253百万円 × 23.2% = 291百万円（→2.9億円）</p> <p>令和3年度：8,473百万円 × 23.2% = 1,966百万円（→19.7億円）</p> <p>（令和2年度及び3年度の平均）</p> <p>令和4年度～7年度：（2.9億円 + 19.7億円）/2 = 11.3億円</p> <p><地方税>（国税）×（市町村分6.0%+都道府県分1.0%）</p> <p>令和2年度：291百万円 × 7.0% = 20百万円（→0.2億円）</p> <p>令和3年度：1,966百万円 × 7.0% = 138百万円（→1.4億円）</p> <p>（令和2年度及び3年度の平均）</p> <p>令和4年度～7年度：（0.2億円 + 1.4億円）/2 = 0.8億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出）の備考欄において、法人事業税に関しては「事業税の所得計算において適用対象外」となっているため内訳の記載をしていなかった。そのため「地方税（法人住民税）」と記載修正させていただいた。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑤ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑥ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑦ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、⑥及び⑦は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑧ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
⑨ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 なお、⑧及び⑨は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
① 令和4年度における鉱物の自給率については集計中のため、最新の時点として令和3年度までの数値を記載した。
② 石油・天然ガス（令和4年度）については、以下のとおり。 自主開発比率＝（我が国企業の權益に関する引取量及び国内生産量） ÷（輸入量及び国内生産量） ＝（157.8万boe/d）÷（472.4万boe/d） ＝33.4% （出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の權益に関する引取量」：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構のアンケート）
③ 鉱物資源（ベースメタル）（令和3年度）については、以下のとおり。 自給率＝（我が国企業の權益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量） ÷（国内金属需要量） ＝45.8% ※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しているために省略する。 （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）
④・⑤ 適用数が少ないことについて、リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない上、石油・ガス開発業界では企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっている事情がある。他方、本特例措置を利用することで資源開発の投資承認を得られた事例もあり、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源の自給率の向上に貢献していると言える。
⑥・⑦ 達成目標に対する本特例措置の直接的な効果を示すことは難しいが、案件数が限られている資源開発事業において、本特例措置の利用に関する相談や実際に利用されており、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に貢献している。
⑧ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げる）の直近（令和4年度）の達成状況は66.8%。
⑨ 達成目標（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる）の直近（令和3年度）の達成状況は57.3%。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果（令和2年度及び3年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果（令和2年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑥・⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑧・⑨ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本特例措置を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の促進を図る意義は高まっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海外投資等損失準備金
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 20) 法人住民税、法人事業税: 義(地方税 22)(自動連動)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合 ^(※) の準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。 (※)探鉱法人の場合は出資額の50% 開発法人の場合は出資額の20%
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。
		《関係条項》 ○租税特別措置法第55条 租税特別措置法施行令第32条の2 租税特別措置法施行規則第21条 ○地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第2項、第292条第1項第3号
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 資源開発課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	【年度】 【要望等の内容】
		昭和39年度 「海外投資損失準備金」創設(3年間) 昭和42年度 延長(2年間) 昭和44年度 延長(2年間) 昭和45年度 「石油開発投資損失準備金」創設(2年間) 昭和46年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3年間) 昭和48年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組 昭和49年度 延長(2年間) 昭和51年度 延長(2年間)(開発の積立率: 50%→40%) 昭和53年度 延長(2年間) 昭和55年度 延長(2年間) 昭和57年度 延長(2年間) 昭和59年度 延長(2年間) 昭和61年度 延長(2年間) 昭和63年度 延長(2年間) 平成2年度 延長(2年間) 平成4年度 延長(2年間) 平成6年度 延長(2年間) 平成8年度 延長(2年間) 平成10年度 延長(2年間)(開発の積立率: 40%→30%) 平成12年度 延長(2年間) 平成14年度 延長(2年間)

		平成16年度 延長(2年間) 平成18年度 延長(2年間) 平成20年度 延長(2年間) 平成22年度 延長(2年間)(探鉱の積立率: 100%→90%)(石炭、木材を除外) 平成24年度 延長(2年間) 平成26年度 延長(2年間) 平成28年度 延長(2年間)(探鉱の積立率: 90%→70%) 平成30年度 延長(2年間)(探鉱の積立率: 70%→50%)(開発の積立率: 30%→20%) 令和2年度 延長(2年間) 令和4年度 延長(2年間)
8	適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー政策において、石油・天然ガスは2030年度の一次エネルギー供給においても合計約5割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。 こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。 2023年5月に開催されたG7広島首脳サミットにおいても、各国のエネルギー事情、産業・社会構造及び地理的条件に応じた多様な道筋を認識しつつ、ネット・ゼロという共通目標につなげることや、ガス部門への投資が現下の危機及びこの危機により引き起こされる将来的なガス市場の不足に対応するために適切であることが認識されている。 我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高め、これがこれまで以上に重要となっている。 また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する必要がある。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定) 第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

	<p>1. 国際環境変化への対応 (3)エネルギー安全保障の強化 ロシアのウクライナ侵略によって国際的なエネルギー市場が混乱する中、我が国では、エネルギー価格の高騰や国内における電力やガスの需給ひっ迫の懸念など、エネルギー危機が危惧される緊迫した状況にある。安定的で安価なエネルギー供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であり、脱炭素化の取組とともに、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要がある。</p> <p>世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、石油・天然ガス、金属鉱物資源の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行うほか、政府系機関を通じた支援強化の取組を進める。加えて、アジア各国と連携した LNG の確保などアジア全体でのエネルギーの安定供給を図るとともに、同志国等との協調などを通じて重要鉱物の安定供給の確保に取り組む。</p> <p>また、レアメタル権益の確実な確保に向けた支援措置など安定供給体制の強化や、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源の確保に取り組む。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定) IV. GX・DX 等への投資 2. GX・エネルギー安全保障 (1)エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組 ⑥資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化 i)資源の安定供給確保 不確実性が高まる LNG 市場の動向を踏まえ、長期間の備蓄が困難という LNG の性質を考慮し、民間企業の調達力を活かす形で、戦略的余剰 LNG を構築する等、政策を総動員して安定供給確保を目指す。</p> <p>○G7 広島首脳コミュニケ(2023 年 5 月 20 日)(仮訳) <エネルギー> パリ協定の我々のコミットメントに合致した形で、エネルギー節減及びガス需要の削減を通じたものを含め、ロシアのエネルギーへの依存からのフェーズアウトを加速すること、及びエネルギー供給、ガス価格及びインフレーション、並びに人々の生活へのロシアによる戦争の世界的な影響に対処することが必要である。この文脈において、我々は、液化天然ガス(LNG)の供給の増加が果たすことのできる重要な役割を強調するとともに、ガス部門への投資が、現下の危機及びこの危機により引き起こされ得る将来的なガス市場の不足に対応するために、適切であり得ることを認識する。</p> <p>○GX 実現に向けた基本方針(令和 5 年 2 月 10 日閣議決定) 2.エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組 (2)今後の対応 6) 資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化 ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国</p>
--	--

	<p>においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。</p> <p>○エネルギー基本計画(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定) 5.2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応 (9)エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進 カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえると、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。</p> <p>②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進 石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには 2020 年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言や 2021 年 4 月の 2030 年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。</p> <p>こうした中においても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率(2019 年度は 34.7%)を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げることを目指す。</p> <p>⑥鉱物資源の確保 鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギー</p>
--	--

		<p>の有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。</p> <p>これまで国は、JOGMECを通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組むつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。</p> <p>国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたりリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。</p> <p>レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。</p> <p>こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率(2018年度は50.1%)については、引き続き2030年までに80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて2050年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。

		<p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定)。</p> <p>※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>※鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計(経産省)及び貿易統計(財務省)による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならぬフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>																																																
10	有効性等	<p>①: 適用数 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2、3年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)における実績を引用。 ※令和4年度～令和7年度については、令和2、3年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。</p> <p>②: 適用額 (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td>13</td> <td>85</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td></td> <td>13</td> <td>85</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2、3年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)における実績を引用。 ※令和4年度～令和7年度については、令和2、3年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。</p>	年度	令和	2	3	4	5	6	7	区分		2	3	4	5	6	7	適用件数		2	2	2	2	2	2	年度	令和	2	3	4	5	6	7	区分		13	85	49	49	49	49	適用額		13	85	49	49	49	49
年度	令和	2	3	4	5	6	7																																											
区分		2	3	4	5	6	7																																											
適用件数		2	2	2	2	2	2																																											
年度	令和	2	3	4	5	6	7																																											
区分		13	85	49	49	49	49																																											
適用額		13	85	49	49	49	49																																											

<p>③: 減収額</p>	<p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国税</td> <td>2.9</td> <td>19.7</td> <td>11.3</td> <td>11.3</td> <td>11.3</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>地方税 (法人住民税)</td> <td>0.2</td> <td>1.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2、3年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)における実績を引用。 ※令和4年度～令和7年度については、令和2、3年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。</p>	年度	令和2	3	4	5	6	7	区分							国税	2.9	19.7	11.3	11.3	11.3	11.3	地方税 (法人住民税)	0.2	1.4	0.8	0.8	0.8	0.8
年度	令和2	3	4	5	6	7																							
区分																													
国税	2.9	19.7	11.3	11.3	11.3	11.3																							
地方税 (法人住民税)	0.2	1.4	0.8	0.8	0.8	0.8																							
<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○石油・天然ガス自主開発比率 令和2年度:40.6% 令和3年度:40.1% 令和4年度:33.4%</p> <p>○鉱物資源(ベースメタル)自給率 令和2年度:50.4% 令和3年度:45.8%</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)によると、本制度の適用事業者(法人)数は、令和元年度～令和3年度の平均で2社、また、本制度の適用額は、令和元年度～令和3年度の平均で約54億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間約8億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>																												
<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>石油・天然ガスや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を抱えている。 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るも</p>																												

		<p>のであるが、我が国に必要な資源の安定供給の確保という公益性に鑑みれば、本制度による税収減は是認されるものと考えられる。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し(益金算入)、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し(益金算入)、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。 なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p> <p>予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じ独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。 我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での權益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押</p>

		<p>しることが引き続き必要である。</p> <p>なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(租税特別措置法第58条第13項)。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>石油・天然ガスや金属鉱物といった資源について安定供給を維持・確保することは、国民生活や地域産業の維持に必要であることから、法人税と併せて法人住民税及び法人事業税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3 経産 03)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。以下同じ。）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（所得の向上を通じた個人消費の拡大及びそれに伴う成長と分配の好循環の実現。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・④ 「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」で言及されており、我が国経済は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、世界的な物価高騰とそれに対応する各国金融の引締めによる海外景気の下振れリスク、金融資本市場の変動が我が国経済に与える影響を十分に注意する必要があり、現状において数値目標の設定は適当でない。</p> <p>② 「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。</p> <p>③ 今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものにせず、「構造的・持続的な賃上げ」を実現することが重要であり、賃上げを行う企業の裾野拡大に向けては、赤字等の厳しい業況にある中小企業の賃上げを後押しすることが重要であるため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和4年度）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和3年度の適用件数131,517件を基に令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、名目GDP成長率を用いて令和4年度の適用件数を試算すると141,406件と推計。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和3年度の適用件数131,517件を基に令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、名目GDP成長率を用いて令和4年度の適用件数を試算すると141,406件と推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>								
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率を推計し、令和3年度の適用件数を基に算出した令和4年度の適用見込件数を基に税制の適用件数を試算。</p>								
<p>(単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>157,549</td> <td>163,287</td> <td>189,274</td> </tr> </table> <p>※検討中の内容による試算のため、変更となる可能性がある。</p>	年度	令和5	6	7	法人税	157,549	163,287	189,274
年度	令和5	6	7					
法人税	157,549	163,287	189,274					
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の適用数（令和8年度）が予測されていないため、この点を課題とする。また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>								

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和4年度の法人税）が把握されていない。</p>																				
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (単位:億円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>137</td> <td>144</td> <td>168</td> <td>234</td> <td>255</td> <td>171</td> <td>82</td> <td>118</td> <td>128</td> </tr> </table> <p>※令和3年度までは総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から引用。 令和4年度は②の法人税減収推計額に法人住民税率7.0%を乗じて算出。</p>	年度	平成26	27	28	29	30	令和1	2	3	4	法人住民税	137	144	168	234	255	171	82	118	128
年度	平成26	27	28	29	30	令和1	2	3	4											
法人住民税	137	144	168	234	255	171	82	118	128											
<p>② (2) ①で推計した適用件数及び令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、経産省アンケートを基にした上乗せ要件適用割合を基に令和4年度の法人税の減収額を試算すると、約1,825億円と推計。</p>																				
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、平成26年度から30年度までは連結法人と単体法人を合算した減収額である一方、令和元年度から3年度までは単体法人の減収額となっており、算定根拠（計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「(2) ①で推計した適用件数及び令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、経産省アンケートを基にした上乗せ要件適用割合を基に令和4年度の法人税の減収額を試算すると、約1,825億円と推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>																				

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率を推計し、令和3年度の適用件数を基に算出した令和4年度の適用見込件数を基</p>

に税制の適用件数を試算。給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率をもとに、税額控除額の算定基礎となる1社当たり給与等支給総額増加額を算出し、上記で算出した適用見込件数を基に令和5年度～令和7年度の適用額を算出。

(単位:億円)

年度	令和5	6	7
法人税	2,148	2,356	2,886

※検討中の内容による試算のため、変更となる可能性がある。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（法人住民税）が予測されていないため、この点を課題とする。
また、将来の減収額（令和8年度の法人税）が予測されておらず、この点を課題とする。
また、将来の減収額（令和5年度から7年度までの法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。
② 所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
③ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 令和4年度推計について、内閣府で集計中。
② 賃上げは税制のみならず企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであって、税制の効果だけを取り出して定量的に示すことは困難。
③ 令和3年度の賃上げ促進税制に関する適用実績は、適用件数は約14万件、適用金額は約2,430億円となっている。令和2年度以前も、毎年概ね約10万社の企業に御活用いただいている。企業の賃上げ促進に対する効果については、令和3年度の適用金額を基に機械的に計算すると、1.6兆円規模の賃金の増加が本税制の適用の基準として評価されたことになる。他方、賃上げは、税制のみならず企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであって、税制の効果だけを取り出して定量的にお示しすることは難しい。なお、令和5年度春闘における賃上げ率は30年ぶりの高水準となり、マクロの雇用者報酬も増加している。これを一過性のものにすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。

【点検結果】

- ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 要望事項を措置することにより、将来の適用数は増加が見込まれており、より多くの中小企業において賃上げが実現することとなる。また、将来の減収額についても増加が見込まれており、我が国全体の家計所得の増大が実現する。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将

来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 政策目的を実現するためには、賃上げ分を補助金等で直接支援するのではなく、生産性向上や価格転嫁対策により賃上げの原資を確保することが重要。これらの取組により得られた賃上げの原資を従業員に還元することを後押しするために本税制措置を講じる必要がある。

【点検結果】

- ① 「政策目的を実現するためには、賃上げ分を補助金等で直接支援するのではなく、生産性向上や価格転嫁対策により賃上げの原資を確保することが重要。これらの取組により得られた賃上げの原資を従業員に還元することを後押しするために本税制措置を講じる必要がある」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税24) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税8)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から1.5%以上増加している場合、その中小企業者等の雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できる。</p> <p>さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が加算される。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から2.5%以上増加している場合は15%加算</p> <p>② 教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から10%以上増加している場合は10%加算</p> <p>なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の20%を限度とする。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものにせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。</p> <p>加えて、赤字の中小企業者等や黒字が十分でない中小企業者等の賃上げを促進するため、税額控除額が上限を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を設ける。</p> <p>さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税(租税特別措置法第10条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の6の4) ・法人税(租税特別措置法第42条の12の5、租税特別措置法施行令第27条の12の5) ・法人住民税(地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第12項)
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期: 令和5年9月

	象期間	分析対象期間: 「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成25年度 新設</p> <p>平成26年度 延長(平成29年度末まで)、 拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等)</p> <p>平成27年度 拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和)</p> <p>平成28年度 拡充(雇用促進税制との併用禁止解除)</p> <p>平成29年度 拡充(中小企業に対する控除率の強化)</p> <p>平成30年度 延長(令和2年度末まで)、 拡充(要件見直し、基準年度の撤廃)</p> <p>令和3年度 延長(令和4年度末まで)、 拡充(継続雇用者要件から給与総額要件に変更)</p> <p>令和4年度 延長(令和5年度末まで)、 拡充(要件見直し、控除率の強化)</p>
8	適用又は延長期間	「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むことで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2023 第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成)</p> <p>今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。</p> <p>中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。</p>

	<p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」(7)多様性の尊重と格差の是正</p> <p>②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 中小・小規模企業等の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。</p> <p>i)適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万人を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。</p> <p>ii)中小・小規模企業等の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p> <p>また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置により、赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国全体の家計所得の増大に取り組む。</p>

10 有効性等	①: 適用数	(単位:件)																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>74,186</td> <td>86,614</td> <td>95,347</td> <td>117,332</td> <td>128,358</td> <td>118,583</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>10,186</td> <td>15,509</td> <td>15,335</td> <td>16,946</td> <td>17,032</td> <td>15,078</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1	法人税	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	118,583	所得税	10,186	15,509	15,335	16,946	17,032	15,078																					
	年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1																																					
	法人税	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	118,583																																					
所得税	10,186	15,509	15,335	16,946	17,032	15,078																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>93,229</td> <td>131,517</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>11,318</td> <td>16,274</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和4年度以降は精査中</p>	年度	令和 2	3	4	5	6	7	法人税	93,229	131,517	精査中	精査中	精査中	精査中	所得税	11,318	16,274	精査中	精査中	精査中	精査中																						
年度	令和 2	3	4	5	6	7																																						
法人税	93,229	131,517	精査中	精査中	精査中	精査中																																						
所得税	11,318	16,274	精査中	精査中	精査中	精査中																																						
②: 適用額	(単位:億円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>790</td> <td>1,050</td> <td>1,304</td> <td>1,815</td> <td>1,978</td> <td>1,153</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>17</td> <td>35</td> <td>44</td> <td>55</td> <td>70</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>833</td> <td>1,451</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>28</td> <td>48</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和4年度以降は精査中</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1	法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153	所得税	17	35	44	55	70	34	年度	令和 2	3	4	5	6	7	法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中	所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中
年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1																																						
法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153																																						
所得税	17	35	44	55	70	34																																						
年度	令和 2	3	4	5	6	7																																						
法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中																																						
所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中																																						
③: 減収額	(単位:億円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>790</td> <td>1,050</td> <td>1,304</td> <td>1,815</td> <td>1,978</td> <td>1,153</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>17</td> <td>35</td> <td>44</td> <td>55</td> <td>70</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>833</td> <td>1,451</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>28</td> <td>48</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和4年度以降は精査中</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1	法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153	所得税	17	35	44	55	70	34	年度	令和 2	3	4	5	6	7	法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中	所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中
年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1																																						
法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153																																						
所得税	17	35	44	55	70	34																																						
年度	令和 2	3	4	5	6	7																																						
法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中																																						
所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中																																						
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○雇用者報酬、名目／内閣府「GDP統計」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用者報酬(兆円)</td> <td>268</td> <td>274</td> <td>282</td> <td>288</td> <td>284</td> <td>289</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用者報酬(兆円)</td> <td>251</td> <td>252</td> <td>251</td> <td>253</td> <td>258</td> <td>262</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 28	29	30	令和元	2	3	雇用者報酬(兆円)	268	274	282	288	284	289	年度	平成 22	23	24	25	26	27	雇用者報酬(兆円)	251	252	251	253	258	262															
年度	平成 28	29	30	令和元	2	3																																						
雇用者報酬(兆円)	268	274	282	288	284	289																																						
年度	平成 22	23	24	25	26	27																																						
雇用者報酬(兆円)	251	252	251	253	258	262																																						

(参考1:達成目標の一要素としての「賃上げ率」)
 平成25年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成26年度以降は、従来の低水準の賃上げ率から脱却し、高水準の賃上げが行われてきた。令和5年度は30年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものにする事なく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。
 ※春季生活闘争による賃上げ率/従業員数300人未満企業/日本労働組合総連合会「第7回(最終)回答集計」

年	令和元	2	3	4	5
賃上げ率(%)	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

年	平成26	27	28	29	30
賃上げ率(%)	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99

年	平成22	23	24	25
賃上げ率(%)	1.47	1.53	1.52	1.53

(参考2:達成目標の一要素としての「雇用者数」)
 総務省の労働力調査によると、従業員数500人未満企業の雇用者数はコロナ禍の影響から回復の途上にある。着実な雇用の回復はマクロの所得にプラスであることから、賃上げだけでなく、雇用も支える必要性がある。
 ※雇用者数/従業員数500人未満企業※非農林業/総務省「労働力調査」

年度	平成28	29	30	令和元	2	3	4
雇用者(万人)	3,496	3,510	3,535	3,546	3,522	3,491	3,501

年度	平成22	23	24	25	26	27
雇用者(万人)	3,477	3,460	3,427	3,435	3,443	3,468

○個人消費の拡大
 ※家計最終消費(除く持ち家の帰属家賃)名目/内閣府「GDP統計」

年度	平成28	29	30	令和元	2	3
家計最終消費(兆円)	243	249	252	250	231	240

年度	平成22	23	24	25	26	27
家計最終消費(兆円)	230	230	232	242	242	245

		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 賃上げや雇用増を通じた所得の向上は、税制のみならず、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、税制の効果だけを定量的に図ることは難しいものの、平成25年度から令和3年度までの9年間で約90万社の企業が本税制の適用を受け、その累計の減税規模は約2.3兆円となっている。その間、高水準の賃上げを達成してきており、税制も寄与してきたものと考えられる。
	⑤: 税収減を是認する理由等	賃上げ、雇用増によるマクロの所得の向上を促すことで、個人消費の拡大、成長と分配の好循環を地域の中小企業にもたらす効果が期待される。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 「我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む」という政策目的を達成するには、赤字や黒字が十分でない企業を含め、全国万遍なく政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中小企業にもたらすことが重要。 そのため、地域全体として雇用を守りつつ、賃金引き上げの環境整備を行うことは、地域を問わず取り組んでいくべき課題であるから、法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価: 令和4年2月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（2030年度の温室効果ガス46%削減目標等を達成する。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標は、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所期の達成目標である「大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく」に達成目標を修正する。</p> <p>② ①のとおり所期の達成目標に修正する。</p> <p>③ ①のとおり所期の達成目標に修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、達成目標を「大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく」に修正しているが（以下、補足説明により修正された達成目標を「修正後の達成目標」という。）、達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、修正後の達成目標について、達成すべき水準が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 修正後の達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに適用数が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用数については、毎年度企業から提出される実施状況報告書に基づき算出した場合、令和4年度に適用を受けた法人の数は84である（現在集計中）。</p> <p>② 令和4年度は、税額控除のみが適用されている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消された。</p>

が、「令和4年度は、税額控除のみが適用されている」との説明では、令和3年度の適用数が、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の減収額について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人住民税の減収額（令和3年度）は、6百万円（法人税減収額（約87百万円）×7%で算出）となる。法人事業税については、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握困難である。</p> <p>② 減収額については、毎年度企業から提出される実施状況報告書に基づき算出した場合、令和4年度の減収額は約45億円である（現在集計中）。</p> <p>③ 令和4年度は、税額控除のみが適用されている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「法人住民税の減収額（令和3年度）は、6百万円（法人税減収額（約87百万円）×7%で算出）となる。法人事業税については、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握困難である」との説明では、令和3年度の法人事業税並びに令和4年度の法人住民税及び法人事業税に係る減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和4年度は、税額控除のみが適用されている」との説明では、令和3年度の減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1) のとおり達成目標を所期の目標に修正する。その上で、本税制は、2030年度温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルという政策目的を達成するために、炭素生産性を3年以内に7%以上又は10%以上向上させる(延長・拡充に当たっては要件を見なす可能性もある)、あるいは、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備を導入していくことという要件を設けている。そのため、企業からの実施状況報告により認定要件である目標が達成されているか確認していく。なお、生産工程効率化整備にかかる認定計画では、認定企業の炭素生産性向上率は平均20.4%となっており、また、需要開拓商品設備にかかる認定計画でも、高性能の化合物半導体や定置用リチウムイオン蓄電池の生産設備導入計画を実際に認定している。3年間の減収額も当初の想定程度となる見込みであり、租税特別措置により民間企業による脱炭素化投資を加速されるという所期の目標を十分に達成できていると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、適用数や額を調整中であり、整い次第、本租税特別措置の効果を適切に分析する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 修正後の達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 2030年度温室効果ガス46%削減及び2050年カーボンニュートラルの実現という野心的な目標を達成するためには、予算、税制、規制等あらゆる政策を動員する必要がある。これまで、例えば、予算措置であれば、グリーンイノベーション基金を活用したCO₂削減等に資する技術・製品等の研究開発・実証等を支援しているほか、省エネルギー投資促進支援事業費補助金では省エネ性能の高い設備への更新等にかかる経費の一部を補助している。令和3年度に措置された「カーボンニュートラル投資促進税制」は、予算措置と異なり、一定の要件を満たす企業であれば、税制の適用を受けることができるため、より広範囲の企業の脱炭素化に向けた取組を促進している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討(カーボンニュートラルに向けた投資促進税制)
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税28) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税38) ②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税28)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 産業競争力強化法に新たな計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ商品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を措置。 《要望の内容》 ①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入に関する要望 ・技術進展等の動向を踏まえて、産業競争力強化法第二条十四項に基づき省令で定める需要開拓商品の対象商品を拡充及び見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入に関する要望 ・生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産業競争力強化法におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要件を見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第十条の五の六 租税特別措置法施行令第五条の六の六 租税特別措置法施行規則五条の十二の三 法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の七 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の七 租税特別措置法施行規則第二十条の十の三
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 推進企画室
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和5年8月

象期間	分析対象期間:令和3年度～令和5年度	
7	創設年度及び改正経緯 令和3年度創設	
8	適用又は延長期間 精査中	
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。 《政策目的の根拠》 第203回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説(令和2年10月26日)において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)において「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことが決定。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日) 2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。</p>

10	有効性等	①: 適用数	令和3年度適用実績 6件 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
		②: 適用額	令和3年度適用実績 約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
		③: 減収額	令和3年度実績 約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 2021年度(令和3年度)温室効果ガスの排出・吸収量については、2019年度から3.4%減少しており、2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入といった脱炭素化投資を促進していくことで、エネルギー起源CO2排出量の減少に寄与していく。
		⑤: 税収減を是認する理由等	本措置が講じられることにより、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、脱炭素化効果が高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進することができる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置の適用を受けるためには、 ①産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備については、①に加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資、新たな需要開拓に向けた設備投資を促進する必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。

	③: 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、企業の脱炭素化投資が加速した場合、地域経済の活性化にも寄与していくものと考えられる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年1月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設
税目	法人税、法人住民税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度については、政策目的や達成目標を含め、制度設計を調整中であることから、その議論の動向を踏まえ、おって整理する。</p> <p>② 同上</p> <p>③ 同上</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度については、政策目的や達成目標を含め、制度設計を調整中であることから、その議論の動向を踏まえ、おって整理する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度については、政策目的や達成目標を含め、制度設計を調整中であることから、その議論の動向を踏まえ、おって整理する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度については、政策目的や達成目標を含め、制度設計を調整中であることから、その議論の動向を踏まえ、おって整理する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。</p> <p>② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度については、政策目的や達成目標を含め、制度設計を調整中であることから、その議論の動向を踏まえ、おって整理する。</p> <p>② 同上</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)、(7)及び(8)に課題があり、中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されておらず、(8)同様の政策手段に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度(イノベーションボックス税制)の創設
2	対象税目	法人税:義(国税 29) 法人住民税:義(自動連動)(地方税 34)
	①: 政策評価の対象税目	—
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。
		《関係条項》 地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第 8 条
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 5 年 8 月
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	期限の定め無し
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権でほごされたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月 16 日閣議決定) 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (1)官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化 (略)国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。(略)知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月 16 日閣議決定)

		IV.GX・DX への投資 1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み (3)横断的環境整備 ①イノベーション環境・インフラの整備 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。 ○統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定) 第1章 総論(国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術。イノベーション) 2.科学技術・イノベーション政策の3つの機軸 (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) (略)知的財産の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。
②: 政策体系における政策目的の位置付け		3.産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
③: 達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。 現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないと、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなるのが想定される。 イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットイングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。

10	有効性等	①: 適用数	—
		②: 適用額	—
		③: 減収額	—
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 イノベーションボックス税制を導入し、研究開発環境の国際的イコールフットイングを実現することにより、我が国のイノベーション拠点としての競争力が強化されれば、高収益事業を国内に留めるとともに、さらなる知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すインセンティブとなるため、研究開発成果の事業化・社会実装が促進すると見込まれる。
		⑤: 税収減を是認する理由等	英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁(歳入税関庁)の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10% 増加させる効果が示されている。 我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコールフットイングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。 現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。 イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットイングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備できると考えられる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	民間企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は重要な判断基準となっている。実際、諸外国では 2000 年代より欧州を中心にイノベーションボックス税制が導入され、近年では中国や韓国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討が進んでいる。各国政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど税制が無いことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きく、我が国の研究開発拠点としての立

			地競争力を強化することが急務。イノベーションボックス税制の導入により、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護されたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	我が国の研究開発拠点としての立地競争力向上や研究開発成果の事業化・社会実装は地域を問わず取り組むべき課題。本措置を通じて民間企業による無形資産投資を後押しすることにより、各地域の事業者における開発や事業化等が推進されることは地域経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することは相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	技術研究組合の所得の計算の特例		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。以下同じ。）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 達成目標について、現在調整中であり、今後の議論を踏まえて整理する。
② 同上
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和4年度）について、「令和5年3月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 当該件数は、経済産業省調査において当該年度に本税制を利用したと回答のあった技術研究組合の合計であり、何ら計算は行っていない。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数について、「令和5年3月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 当該件数は、経済産業省調査において当該年度に本税制を利用する見込みがあると回答した技術研究組合の合計であり、何ら計算は行っていない。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（本税制の適用期間中に技術研究組合を12件新設することにより研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること。以下同じ。）に対する過去の効果について、「令和4年4月までに設立された全組合について経産省調査（令和5年4月～6月実施）を基に算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる」と説明されているが、過去の効果（技術研究組合の事業費の増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 経済産業省調査に記載されている実数を転記している。
② 令和4年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となり、その分が設備投資に充てられた。 ※押し上げ効果＝押し上げ額÷減収額 押し上げ額＝各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率 減収額＝利益法人の適用額×法人税率（23.2%）。
③ 本税制の適用期間中に技術研究組合が13件新設されたものの、技術研究組合の事業費は令和元年度の大型設備投資案件の影響により、前適用期間中より減少している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 「令和4年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となり、その分が設備投資に充てられた」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本税制の適用期間中に技術研究組合が13件新設されたものの、技術研究組合の事業費は令和元年度の大型設備投資案件の影響により、前適用期間中より減少している」との説明では、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されているものの、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、i)「令和5年度については、実数及び設立予定者からのヒアリング等に基づき作成」、ii)「令和6年度以降については、これまでの傾向から組合数は毎年1ずつ増えると予想。1組合当たり事業費は令和元～4年度の平均(771)としている」と説明されているが、i)及びii)それぞれについて、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数は、全ての年度において、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和5年度の技術研究組合の事業費は、経済産業省調査に記載されている令和5年度の事業費(見込み値)の実数値及び令和5年度に設立された組合からのヒアリングにより作成。</p> <p>算定式は以下の通り</p> <p>事業費：令和5年度の事業費(見込み値)(令和5年度経済産業省調査の実数：41,180百万円)＋令和5年度設立組合2つの事業費(見込み値)(令和4年度の事業費686百万×2=1,371百万円)＝42,551百万円</p> <p>組合数：令和5年度存続組合(経産省調査の実数：57組合)＋これまでの新設数と解散数の傾向から令和6年度以降1ずつ増加すると予測</p> <p>② 本税制の適用見込みについては、本年4月の経済産業省から現存する全技術研究組合に対するアンケートにより、本税制を適用予定の組合数を足し上げて、将来の適用件数の見込みを把握したものである。今後設立される技術研究組合による本税制の適用見込みを含まずに、本税制の適用件数の見込みを積み上げたものである。</p> <p>③ 達成目標は調整中のため、調整が終わり次第示すこととする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「本税制の適用見込みについては、本年4月の経済産業省から現存する全技術研究組合に対するアンケートにより、本税制を適用予定の組合数を足し上げて、将来の適用件数の見込みを把握したものである。今後設立される技術研究組合による本税制の適用見込みを含まずに、本税制の適用件数の見込みを積み上げたものである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技術研究組合の所得の計算の特例
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人税:義、法人住民税:義、事業税:義(自動運動) (国税 30)
		—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。
		《要望の内容》 適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長する。
		《関係条項》 法人税(租税特別措置法第66条の10、租税特別措置法施行令第39条の21)
5	担当部局	経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月
		分析対象期間:令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設
		昭和55年度 適用期限設定(5年間)
		昭和60年度 適用期限延長(2年間)
		昭和62年度 適用期限延長(2年間)
		平成元年度 適用期限延長(2年間)
		平成3年度 適用期限延長(2年間)
		平成5年度 適用期限延長(2年間)
		平成7年度 適用期限延長(2年間)
		平成9年度 適用期限延長(2年間)
		平成11年度 適用期限延長(2年間)
		平成13年度 適用期限延長(2年間)
		平成15年度 適用期限延長(2年間)
		平成17年度 適用期限延長(2年間)
		平成19年度 適用期限延長(2年間)
		平成21年度 適用期限延長(2年間)
		[平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]
		平成23年度 適用期限延長(2年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外
平成25年度 適用期限延長(2年間)		
平成27年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外		
平成30年度 適用期限延長(3年間)		
令和3年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外		

8	適用又は延長期間	3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ■新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定) IV. GX・DX 等への投資 6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進 権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。 ■統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定) (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) 第6期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約30兆円、官民の研究開発投資約120兆円の投資目標の達成に向けて、2023年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約21.9兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争をリードする。あわせて、研究開発税制やSBIR制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。(以下略)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 3.産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金(益金)の額が減価償却の額(損金)を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。 このため、事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置(圧縮記帳制度)を講じ、技術研究組合の研

		<p>究設備の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。</p>																														
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>これまでの実績を踏まえると、適用件数は概ね安定して推移している。また、自動車、エネルギー、化学等、幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等とともに広がりがつつあり、適用者が特定の業種に偏っているということはない。</p> <p>➢ 令和元～4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 令和5～8年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> <th>令和 6年度 (見込み)</th> <th>令和 7年度 (見込み)</th> <th>令和 8年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元～3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 令和4年度以降は、令和5年3月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。 	年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	適用件数 (組合数)	14	12	11	15	年度 区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)	適用件数 (組合数)	9	7	4	5										
年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																												
適用件数 (組合数)	14	12	11	15																												
年度 区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)																												
適用件数 (組合数)	9	7	4	5																												
		<p>②: 適用額</p> <p>➢ 令和元年度～令和4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>6,608</td> <td>1,429</td> <td>609</td> <td>985</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 令和5年度～令和8年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> <th>令和 6年度 (見込み)</th> <th>令和 7年度 (見込み)</th> <th>令和 8年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>1,129</td> <td>1,802</td> <td>156</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元～3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 令和4年度以降は、令和5年3月までに設立された全組合の適用額(経産省調査)に基づき記載。 	年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	適用額 (百万円)	6,608	1,429	609	985	年度 区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)	適用額 (百万円)	1,129	1,802	156	196										
年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																												
適用額 (百万円)	6,608	1,429	609	985																												
年度 区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)																												
適用額 (百万円)	1,129	1,802	156	196																												
		<p>③: 減収額</p> <p>➢ 令和元年度～令和4年度(過去) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>90</td> <td>25</td> <td>124</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>198</td> <td>27</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>408</td> <td>90</td> <td>39</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>176</td> <td>34</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>872</td> <td>176</td> <td>188</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	法人税	90	25	124	77	法人住民税	198	27	10	5	法人事業税	408	90	39	23	地方法人特別税	176	34	14	9	合計	872	176	188	114
年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																												
法人税	90	25	124	77																												
法人住民税	198	27	10	5																												
法人事業税	408	90	39	23																												
地方法人特別税	176	34	14	9																												
合計	872	176	188	114																												

		<p>➢ 令和5年度～令和8年度(将来) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 5年度</th> <th>令和 6年度</th> <th>令和 7年度</th> <th>令和 8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>89</td> <td>141</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131</td> <td>210</td> <td>18</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※四捨五入の関係から合計数が一致しない。</p> <p>※算出方法等</p> <p>令和元～3年度は以下のとおり算出</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率を乗じて算出。 法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。 法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」より記載。 地方法人特別税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「地方法人特別税」より記載。(令和2年度以降は、「特別法人事業税」で記載) <p>令和4～8年度は以下のとおり推定</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税:適用額×係数(33.8%)×税率(23.2%) 法人住民税:法人税×税率(7.0%) 法人事業税:適用額×係数(33.8%)×税率(7.0%) 特別法人事業税:法人事業税×税率(37%) <p>なお、係数は令和元～3年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。(各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)</p>	年度 区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	法人税	89	141	12	15	法人住民税	6	10	1	1	法人事業税	27	43	4	5	特別法人事業税	10	16	1	2	合計	131	210	18	23					
年度 区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度																																	
法人税	89	141	12	15																																	
法人住民税	6	10	1	1																																	
法人事業税	27	43	4	5																																	
特別法人事業税	10	16	1	2																																	
合計	131	210	18	23																																	
		<p>④: 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>➢ 令和元年度～令和4年度</p> <p>近年の事業費は、ほぼ横ばいである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 (百万円)</td> <td>53,485</td> <td>39,464</td> <td>41,400</td> <td>37,703</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費 (百万円)</td> <td>955</td> <td>718</td> <td>726</td> <td>686</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 令和5年度～令和8年度</p> <p>将来の事業費は、増加傾向となる見込み。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> <th>令和 6年度 (見込み)</th> <th>令和 7年度 (見込み)</th> <th>令和 8年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 (百万円)</td> <td>42,551</td> <td>44,718</td> <td>45,489</td> <td>46,260</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費 (百万円)</td> <td>747</td> <td>771</td> <td>771</td> <td>771</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	1組合当たり事業費 (百万円)	955	718	726	686	組合数	56	55	57	55	区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)	事業費 (百万円)	42,551	44,718	45,489	46,260	1組合当たり事業費 (百万円)	747	771	771	771
区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																																	
事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703																																	
1組合当たり事業費 (百万円)	955	718	726	686																																	
組合数	56	55	57	55																																	
区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)																																	
事業費 (百万円)	42,551	44,718	45,489	46,260																																	
1組合当たり事業費 (百万円)	747	771	771	771																																	

		組合数	57	58	59	60
		<p>※事業費、設立組合数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元～令和4年度は、令和4年4月までに設立された全組合について経産省調査(令和5年4月～6月実施)を基に算出。 令和5年度については、実数及び設立予定者からのヒアリング等に基づき作成。 令和6年度以降については、これまでの傾向から組合数は毎年1ずつ増えると予想。1組合当たり事業費は令和元～4年度の平均(771)としている。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数は21(アンケート有効対象組合数:38)あり、過半数が影響あり、と回答している。具体的には、「(圧縮記帳制度がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果(※)を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。</p> <p>※押し上げ効果=①押し上げ額÷②減収額 ①押し上げ額=各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率 ②減収額=利益法人の適用額×法人税率(23.2%)</p>				
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>令和5年度に実施したアンケートによれば、「(本税制がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>本税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少するだけでなく、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫する恐れがある。本措置により、技術研究組合の研究開発環境を整備することで、組合の新設や設備投資を後押しすることが可能であるため、共同研究や研究開発投資の促進に向けた当該税制の有効性は依然として高い。</p>				
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>制度創設後10年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p>			

		<p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上(法人税法第46条)で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>技術研究組合を含め、共同研究及び研究開発投資の促進は地域を問わず取り組むべき課題。本措置を通じて技術研究組合の研究開発を後押しすることにより、各地域の企業や大学等における開発や事業化等が推進されることは地域経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2 経産08)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のためのM&Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。以下同じ。）は、政策目的（後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のためのM&Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業によるM&Aを支援する。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在改正要件の検討につき、定量的に達成目標を設定することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和3年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別添のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和6年度から8年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和5年度）について、「令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在改正要件の検討につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p> <p>② 令和3年度、令和4年度、令和5年度の実績推計は別添のとおり。なお、現在改正要件の検討につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、「令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（令和3年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額と異なる減収額が記載されており、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別添のとおり。</p> <p>② 別添のとおり。</p> <p>③ 適用実態調査に関する情報は、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度に係る適用額明細書の記載内容を集計・整理されたものである。本措置は令和3年8月より適用開始となっており、また、事業年度が令和3年4月1日～令和4年3月31日までの間に終了しない事業者も一定数存在しているため、より実態に適した適用数を推計すべく、経営力向上計画の認定数を用いて推計した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和6年度から8年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和5年度）について、「令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 現在改正要件の検討につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p> <p>③ 令和3年度、令和4年度、令和5年度の実績推計は別添のとおり。なお、現在改正要件の検討につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握</p>
--

することができない。
【経済産業省の補足説明】
① 現在改正要件の検討中につき、定量的に達成目標を設定することは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 現在改正要件の検討中につき、定量的に達成目標を設定することは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 予算上の措置等では、中小企業のM&Aに向けて、譲渡/譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、M&A後の新分野進出に向けた取組を支援している。他方、M&A後も含めて、中小企業がM&Aを実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。 M&Aを図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
【点検結果】
① 「予算上の措置等では、中小企業のM&Aに向けて、譲渡/譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、M&A後の新分野進出に向けた取組を支援している。他方、M&A後も含めて、中小企業がM&Aを実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。M&Aを図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 件数※令和6年度～令和8年度の認定件数推計については精査中。

(1) 令和3年8月～令和5年5月までの間に、経営力向上計画の認定申請書上で準備金の利用に係る記載があった認定計画におけるMA件数259件のうち、経済産業局における確認書発行数を用いて全認定件数のうち確認書発行数は203件。

※2021年度(2021年8月～2022年3月)

→認定件数のうちのMA件数:109件、確認書発行数:92件

2022年度(2022年4月～2023年3月)

→認定件数のうちのMA件数:130件、確認書発行数:98件

2023年4月～2023年5月の認定件数

→認定件数のうちのMA件数:20件、確認書発行数:13件

2. 減収額の試算※令和6年度～令和8年度の認定件数推計については精査中。

2021年度:平均株式取得価額2億2千万円×積立率70%×実効税率23.2%×単年度適用見込み件数92件=3,286,976,000円

2022年度:平均株式取得価額2億2千万円×積立率70%×実効税率23.2%×単年度適用見込み件数98件=3,501,344,000円

2023年度:平均株式取得価額2億2千万円×積立率70%×実効税率23.2%×単年度適用見込み件数78件=2,786,784,000円

※試算方法

- 平均株式取得価額(令和3年8月～令和5年5月までの計画認定におけるMA件数毎の確認書に添付されている株式譲渡契約書における株式譲渡対価の平均)
株式譲渡対価総額44,542,561,706円÷確認書発行数203件=219,421,486円
- 積立率
現行の準備金制度の積立率70%
- 実効税率
法人税率23.2%
- 単年度適用見込み件数
(1)※確認書発行数参照

- 2023年4月～2023年5月の認定件数を元に、2023年度内で同ペースで申請があった場合の計画認定件数は16件×6ヶ月＝96件、確認書発行数は13件×6か月＝78件

3. 地方法法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

300百万円×7.0% (法人住民税率) = 21百万円

(2) 法人事業税の減収額

①法人事業税所得割の減収額

1,293百万円 (※) × 7.0% (外形外法人の税率) = 91百万円

(※) 300百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

②特別法人事業税の減収額

91百万円 × 37% (外形外法人の税率) = 33百万円

(3) 合計

21百万円 + 91百万円 + 33百万円 = 145百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 32) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税 37)
		②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受け M&A を実施した際、M&A 実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の 70%以下の金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度。
		《要望の内容》 適用期限を 3 年延長する。(令和 9 年 3 月 31 日まで) 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。
		《関係条項》 法人税 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法附則第 119 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 3、租税特別措置法施行令附則第 47 条 租税特別措置法施行規則第 21 条の 2 地方税 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 5 年 8 月 分析対象期間:令和 3 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯	令和 3 年度 創設
8	適用又は延長期間	令和 9 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&A を支援する。
		《政策目的の根拠》 中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を

10	有効性等	①: 適用数	進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&A が全国的に活発化している中、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現することが重要。 一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。 経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定) 第 2 章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化(中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。 また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万社の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業(いわゆるゼブラ企業など)の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置は、中小企業による M&A に対する負担を軽減することで、M&A に伴うリスクを軽減する取組を促すことができ、先行きが不透明な中でも中小企業による M&A が進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上が図られる。
			令和 3 年度 92 件 令和 4 年度 98 件 令和 5 年度 78 件 令和 6 年度 精査中

		<p>令和7年度 精査中 令和8年度 精査中</p> <p>(令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>
	②: 適用額	<p>令和3年度 3,287百万円 令和4年度 3,501百万円 令和5年度 2,787百万円 令和6年度 精査中 令和7年度 精査中 令和8年度 精査中</p> <p>(令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>
	③: 減収額	適用額に同じ
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時(令和3年)から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&Aが全国的に活発化している中、事業承継のためのM&Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実業性の底上げを実現することが重要。</p> <p>一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において中小企業のM&Aを推進することは、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実業性向上につながる効果も期待され、必要な措置である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>M&Aを図り、中小企業の実業性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置等では、中小企業のM&Aに向けて、譲渡/譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、M&A後の新分野進出に向けた取組を支援している。</p> <p>他方、M&A後も含めて、中小企業がM&Aを実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>企業の退出によって地域の経営資源が散逸する恐れがある中において中小企業のM&Aを推進することは、良質な雇用や地域経済の維持等につながる効果も期待され、本税制措置の延長は地方公共団体にとって重要。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2経産12)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 適用期限までに目標を達成することを目標とする。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和4年度）について、「平成29年度～令和3年度の実績・平均伸び率より試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別添資料のとおり。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和5年度から7年度まで）について、「平成29年度～令和3年度の実績・平均伸び率より試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別添資料のとおり。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和4年度の法人税）について、「平成29年度～令和3年度の実績・平均伸び率より試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 過去の減収額（平成29年度から令和4年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「法人住民税、法人事業税は法人税から試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別添資料のとおり
② 別添資料のとおり
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和5年度から7年度までの法人税）について、「平成29年度～令和3年度の実績・平均伸び率より試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 将来の減収額（令和5年度から7年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「法人住民税、法人事業税は法人税から試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別添資料のとおり
② 別添資料のとおり
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和5年度の法人税）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、法人住民税については、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和5年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、法人事業税については、評価書に記載されている将来の減収額と、算定根拠として提出された別添資料に記載されている将来の減収額とが一致しておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。以下同じ。）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。
② 所期の達成目標に対する過去の効果（平成29年度から令和3年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている」と説明されているが、過去の効果（売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金1億円未満の企業）の比率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、

<p>本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和4年度については、試算元の統計データが出ていないため詳細な算出はしていないが、令和3年度と同程度と考えている。</p> <p>② 別添資料のとおり</p> <p>③・④ 達成目標や効果については、改正プロセスを通して検討を実施する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来予測は、令和2年度、令和3年度と同程度と考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の直接的な効果について、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 法人

(1)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の情報がある平成29年度から令和3年度までの適用件数から、平均伸び率を算出。

平成29年度	531,317件	
平成30年度	549,940件	(前年度比 3.5%)
令和元年度	586,013件	(前年度比 6.6%)
令和2年度	643,069件	(前年度比 9.7%)
令和3年度	665,130件	(前年度比 3.4%)
		平均 5.8%

(2)「適用実態調査」の令和3年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、令和4年度以降の適用社数を推計。

令和3年度	665,130社	【実績】
令和4年度	703,708社	(665,130×1.058)
令和5年度	744,523社	(703,708×1.058)
令和6年度	787,705社	(744,523×1.058)
令和7年度	833,392社	(787,705×1.058)

2. 個人

(1)「中小企業実態基本調査」の令和3年度実績に、1.(1)で算出した伸び率を掛け、令和4年度以降の適用者数を推計。

令和3年度	54,703者
令和4年度	57,876者 (54,703×1.058)
令和5年度	61,233者 (57,876×1.058)
令和6年度	64,784者 (61,233×1.058)
令和7年度	68,542者 (64,784×1.058)

3. 地方法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

令和6年度

$$40,503 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 7.0\% (\text{法人住民税率}) \\ = \underline{2,835 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$42,852 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 7.0\% (\text{法人住民税率}) \\ = \underline{3,000 \text{ 百万円}}$$

(※1) 令和6年度・令和7年度の国税減収見込額

令和3年度の減収額(342億円)から、5.8%(平成29年度から令和3年度までの適用社数の平均伸び率)ずつ増加するものと推計

(2) 法人事業税の減収額

①法人事業税所得割の減収額

令和6年度

$$160,345 \text{ 百万円} (\text{※2}) \times 7.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{11,224 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$169,645 \text{ 百万円} (\text{※2}) \times 7.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{11,875 \text{ 百万円}}$$

(※2) 令和6年度 37,200 百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

令和7年度 39,358 百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

②特別法人事業税の減収額

令和6年度

$$11,224 \text{ 百万円} \times 37.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{4,153 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$11,875 \text{ 百万円} \times 37.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{4,394 \text{ 百万円}}$$

(3) 合計

令和6年度

$$2,604 \text{ 百万円} + 11,224 \text{ 百万円} + 4,153 \text{ 百万円} = \underline{17,981 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$2,755 \text{ 百万円} + 11,875 \text{ 百万円} + 4,394 \text{ 百万円} = \underline{19,024 \text{ 百万円}}$$

売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円未満の企業)の比率

出典: 法人企業統計調査

	A	B	B/A
年度	売上高(当期末)【百万円】	販売費及び一般管理費(当期末)【百万円】	売上高一般管理費比率
H29	688,383,069	182,115,695	26.5%
H30	647,372,941	180,037,427	27.8%
R1	627,255,564	178,456,134	28.5%
R2	585,222,176	173,573,916	29.7%
R3	621,696,757	184,850,989	29.7%

売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円以上の企業)の比率

出典: 法人企業統計調査

	A	B	B/A
年度	売上高(当期末)【百万円】	販売費及び一般管理費(当期末)【百万円】	売上高一般管理費比率
H29	855,759,739	136,663,285	16.0%
H30	887,838,483	133,717,487	15.1%
R1	854,643,023	136,888,051	16.0%
R2	777,247,433	131,027,995	16.9%
R3	826,191,031	136,614,421	16.5%

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税 34・地方税 43(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		②: 上記以外の税目 (国税 34・地方税 43(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。
		《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。
		《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)
5	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 5 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和 7 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長(平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長(平成 30 年 3 月末まで) 平成 30 年度 2 年間の延長(令和 2 年 3 月末まで) 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長(令和 4 年 3 月末まで) 令和 4 年度 対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長(令和 6 年 3 月末)
		令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
8	適用又は延長期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上に資する設備投資を促進させることも図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図る。
10	有効性等	①: 適用数	平成 29 年度 531,317 件 平成 30 年度 549,940 件 令和 元年度 586,013 件 令和 2 年度 643,069 件 令和 3 年度 665,130 件 令和 4 年度 703,708 件 令和 5 年度 744,523 件 令和 6 年度 787,705 件 令和 7 年度 833,392 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※平成 29 年度～令和 3 年度は実績値。令和 4 年度～令和 7 年度は平成 29 年度～令和 3 年度の実績・平均伸び率より試算。
		②: 適用額	平成 29 年度 3,021 億円 平成 30 年度 3,148 億円 令和 元年度 3,415 億円 令和 2 年度 3,607 億円 令和 3 年度 3,751 億円 令和 4 年度 3,961 億円 令和 5 年度 4,191 億円 令和 6 年度 4,434 億円

	<p>令和 7 年度 4,691 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※平成 29 年度～令和 3 年度は実績値。令和 4 年度～令和 7 年度は平成 29 年度～令和 3 年度の実績・平均伸び率より試算。</p>																																								
③: 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>290</td> <td>37</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>302</td> <td>39</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>325</td> <td>23</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>316</td> <td>22</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>342</td> <td>24</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>362</td> <td>25</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>383</td> <td>27</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>405</td> <td>28</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>429</td> <td>30</td> <td>177</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位: 億円</p> <p>(出典) 平成 29 年度～令和 3 年度の法人税は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)からの実績値。 令和 4 年度～令和 7 年度は平成 29 年度～令和 3 年度の実績・平均伸び率より試算。 法人住民税、法人事業税は法人税から試算。</p>	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	H29	290	37	119	H30	302	39	125	R1	325	23	134	R2	316	22	131	R3	342	24	141	R4	362	25	150	R5	383	27	158	R6	405	28	167	R7	429	30	177
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																						
H29	290	37	119																																						
H30	302	39	125																																						
R1	325	23	134																																						
R2	316	22	131																																						
R3	342	24	141																																						
R4	362	25	150																																						
R5	383	27	158																																						
R6	405	28	167																																						
R7	429	30	177																																						
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。</p> <p>売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円未満の企業)の比率</p> <p>平成 29 年度 26.5% 平成 30 年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和 2 年度 29.7% 令和 3 年度 29.7%</p> <p>(参考)資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 平成 29 年度 16.0% 平成 30 年度 15.1% 令和元年度 16.0% 令和 2 年度 16.9% 令和 3 年度 16.5% (出典)財務省「法人企業統計調査(年次別)」より試算</p>																																								

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るためのほかの支援措置はない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解	<p>—</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>令和 3 年 8 月 (R3経産 07)</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設		
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うことを目指す）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うことを目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うことを目指す）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 発電側課金の導入により、システムを効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うことが可能となる。本税制措置に関する要望は、そうした発電側課金の導入目的を達成するために、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であることも踏まえ、二重課税などが発生しないよう、措置を要望するものである。</p> <p>そうした背景からすると、租税特例措置による達成すべき水準を設定することは難しいが、発電側課金の制度が着実に実施されていることを示すものとして、発電側課金で回収する費用が1つの定量的指標になり得るものと思料。発電側課金で回収する送配電設備費用に関しては、現在、託送料金で回収することとなっている原価のうち、発電側・需要側の両方で等しく受益していると考えられる設備の固定費とし、当該費用を発電側・需要側の両方で等しく負担することを基本としている。発電側課金で回収する費用に関しては、基本的に5年ごとに見直し、算定する予定である。</p> <p>② 発電側課金を実施する期間においては、常に二重課税が発生しないよう、本税制措置を実施することが望ましいと考えている。発電側課金回収額が5年ごとに見直されることから、その見直し時期を目安として確認することになると思料。</p> <p>③ 前述のとおり、発電側課金の導入により、システムを効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うことが可能となる。発電側課金の導入後、発電事業者は一般送配電事業者に対して、発電側課金分の支払いを行うこととなる。そのため、本税制措置がなければ、(発電事業者が収入金課税事業者である場合) 発電事業者と一般送配電事業者の双方に対して発電側課金分に関して課税することとなり、二重課税を行うことになってしまう。したがって、本税制措置による二重課税の回避が、ひいては発電側課金の運用を支え、システムを効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うことを達成することにつながるものと思料。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和6年度）について、「令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数と発電事業者が非収入金課税事業者となる場合を全発電事業者数の1割と仮定した数とし、それら数を足し合わせたもの」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数」については、経済産業省資源エネルギー庁HPに掲載の発電事業届出事業者一覧における令和5年8月1日までに届出があった発電事業者の数を引用。</p> <p>「非収入金課税事業者となる場合を全発電事業者数の1割と仮定した数」については、電力業界団体へのヒアリングで全発電事業者のうち1割程度が非収入金課税事業者と聞き取ったことを踏まえ、上記発電事業者の数の1割の数を算出。</p> <p>具体的な計算式は以下のとおり。</p> <p><令和6年度（見込）> 「令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数」：1084 + 「非収入金課税事業者となる場合を全発電事業者数の1割と仮定した数」：108 = 「適用事業者数」：1192</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和6年度）について、「適用額424,160×事業税率＝減収額4,454」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値（事業税率））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「事業税率」については、法人事業税率の1.05%を計算に用いた。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うことを目指す）に対する将来の効果が予測されておらず、本税制措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 発電側課金の導入により、システムを効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うことが可能となる。本税制措置に関する要望は、そうした発電側課金の導入目的を達成するために、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であることも踏まえ、二重課税などが発生しないよう、措置を要望するものである。</p> <p>現行の託送料金制度では、再エネ電源の導入などに伴うシステム増強費用は、エリア内の小売電気事業者に課される託送料金を通じて、エリア内の需要家が負担することとなっている。一方、発電側課金の導入後は、システム増強費用の一部を発電事業者が負担し、当該費用を売電費用に上乘せすることで、当該発電事業者の電気を購入する需要家において負担することが可能となる。また、発電側課金の導入により、電源の需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域など、送配電網の追加増強コストが小さい地域の電源については、送配電関連費用に与える影響に応じて、発電側課金の負担額を軽減する措置を講じることと整理している。これにより、発電側に関連した送配電開</p>

<p>連費用を抑制することが期待される。 本税制措置により、二重課税が回避され、発電側課金の運用が円滑になされることにより、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことが達成されるものと思料。</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】 —</p>
<p>【点検結果】 なし。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税3)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分に相当する額を控除する。 ※発電事業者が非収入金課税事業者である場合は、発電側課金分を特定して当該相当分を小売電気事業者等から控除する。
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項
5	担当部局	経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力産業基盤課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和6年4月1日～令和10年3月31日 ※分析対象期間は、発電側課金の第1期間が令和6年度～令和9年度であることを踏まえたもの。
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。
		《政策目的の根拠》 我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩み一方で、再エネの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変化が生じている。こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑

		制するためには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要であることから、2024年度から発電側課金の導入が決定された(総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会「今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ(2023年2月)」)。	
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。
10	有効性等	①: 適用数	適用事業者数 令和6年度(見込) 1,192 令和7年度(見込) 1,192 令和8年度(見込) 1,192 令和9年度(見込) 1,192 ※令和6年度(見込)の内訳 「令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数」:1084 +「非収入金課税事業者となる場合を全発電事業者数の1割と仮定した数」:108 =「適用事業者数」:1192 ※令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同様の数値としている。
		②: 適用額	適用額(百万円) 令和6年度(見込) 424,160 令和7年度(見込) 424,160 令和8年度(見込) 424,160 令和9年度(見込) 424,160 ※令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同様の数値としている。
		③: 減収額	減収額(百万円) 令和6年度(見込) 4,454 令和7年度(見込) 4,454 令和8年度(見込) 4,454 令和9年度(見込) 4,454 ※以下のとおり計算。他方、令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同様の数値としている。

		適用額	事業税率	減収額
		令和6年度(見込)	424,160 × 1.05 =	4,454
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 課税の公平性が図られることにより、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことに繋がる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、電気事業への参入促進及び市場における競争促進に寄与することが期待される。</p>		
	⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。		
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。	
12	有識者の見解	—		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—		

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設		
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>③ 達成目標（容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>④ 達成目標（電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑥ 達成目標（電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本税制特別措置は、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置するものである。その上で定量的な水準を設定するのであれば、本税制特別措置を通じて、容量市場及び予電源入札制度等とともに制度運用を円滑化することにより、電力需要に対する供給余力（予備率）を、毎年度3%以上とすることを達成すべき目標の水準とする。</p> <p>③・④ 検証時期については、容量市場において包括的検証を5年毎に行うこととされていることを踏まえ、電源入札等も併せて5年を目安に目標の達成状況を確認することになると思慮。</p> <p>⑤ 容量市場の導入により、小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関に対して容量拠出金分の支払い、電力広域的運営推進機関は当該資金を原資として発電事業者に対して容量確保契約金を支払うこととなる。そのため、本税制特別措置が無ければ、小売電気事業者等と発電事業者の双方に対して課税が生じ、二重課税となってしまう、目標達成が困難となる可能性がある。したがって、こうした状況を回避するべく、本税制特別措置を要望しているものであり、本目標は適切である。</p> <p>⑥ 電源入札制度等においては、一般送配電事業者が、電力広域的運営推進機関に対して電源入札拠出金分の支払い、電力広域的運営推進機関は当該資金を原資として発電事</p>
--

<p>業者に対して電源入札等補填金を支払うこととなる。そのため、本税制特別措置が無ければ、一般送配電事業者等と発電事業者の双方に対して課税が生じ、二重課税となってしまう、目標達成が困難となってしまう可能性がある。したがって、こうした状況を回避するべく、本税制特別措置を要望しているものであり、本目標は適切である。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤ 「容量市場の導入により、小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関に対して容量拠出金分の支払い、電力広域的運営推進機関は当該資金を原資として発電事業者に対して容量確保契約金を支払うこととなる。そのため、本税制特別措置が無ければ、小売電気事業者等と発電事業者の双方に対して課税が生じ、二重課税となってしまう、目標達成が困難となる可能性がある。したがって、こうした状況を回避するべく、本税制特別措置を要望しているものであり、本目標は適切である」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 「電源入札制度等においては、一般送配電事業者が、電力広域的運営推進機関に対して電源入札拠出金分の支払い、電力広域的運営推進機関は当該資金を原資として発電事業者に対して電源入札等補填金を支払うこととなる。そのため、本税制特別措置が無ければ、一般送配電事業者等と発電事業者の双方に対して課税が生じ、二重課税となってしまう、目標達成が困難となってしまう可能性がある。したがって、こうした状況を回避するべく、本税制特別措置を要望しているものであり、本目標は適切である」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数について、「資源エネルギー庁の登録小売電気事業者一覧、一般送配電事業者一覧から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① <小売電気事業者></p> <table border="1"> <tr><td>2023年度（見込）</td><td>730社</td></tr> <tr><td>2024年度（見込）</td><td>730社</td></tr> <tr><td>2025年度（見込）</td><td>730社</td></tr> <tr><td>2026年度（見込）</td><td>730社</td></tr> </table> <p><一般送配電事業者></p> <table border="1"> <tr><td>2023年度（見込）</td><td>9社</td></tr> <tr><td>2024年度（見込）</td><td>9社</td></tr> <tr><td>2025年度（見込）</td><td>9社</td></tr> <tr><td>2026年度（見込）</td><td>9社</td></tr> </table> <p>※小売電気事業者について、事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、2024年度以降は2023年度と同様の数値としている。</p> <p>※一般送配電事業者について、容量市場に参入していない沖縄電力を除き、9社としている。また、今後の増加・減少は見込まれないため、2024年度以降は2023年度と同様の数値としている。</p> <p>※配電事業者については、2023年9月時点で0社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。</p> <p>② 上述の※以降における補足のとおり。</p>	2023年度（見込）	730社	2024年度（見込）	730社	2025年度（見込）	730社	2026年度（見込）	730社	2023年度（見込）	9社	2024年度（見込）	9社	2025年度（見込）	9社	2026年度（見込）	9社
2023年度（見込）	730社															
2024年度（見込）	730社															
2025年度（見込）	730社															
2026年度（見込）	730社															
2023年度（見込）	9社															
2024年度（見込）	9社															
2025年度（見込）	9社															
2026年度（見込）	9社															

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、補足説明では、算定根拠（出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、記載のある全ての年度において、「推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 当記載は、容量市場に係る措置と電源入札・予備電源に係る措置の合算値となる。容量市場においては、既に2020年度（実需給年度2024年度）～2022年度（実需給年度2026年度）の計3回を実施しているため、各年度における約定総額（実績）が適用額となり、小売電気事業者、送配電事業者等の負担割合に応じて、各事業者が負担する容量拠出金を算出した上で、減収額を算出している。電源入札については、制度実施が必要となる断面において不足する供給力の量（＝調達量）を想定することが困難であるため、算定していない。予備電源については、容量市場の上限価格を調達価格と仮定し、審議会で定めた調達総量等を踏まえて各年度の調達量を仮定した上で適用額を算出し、その値に事業税率を乗じて将来の減収額を算定している。</p> <p>容量市場・予備電源いずれも、詳細な計算式については、「減収額試算根拠」を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 容量市場は、小売電気事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持するために、導入した制度であり、当該導入目的を達成するために、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であることも踏まえ、二重課税などが発生しないよう、措置を要望するものである。</p> <p>その上で、本税制を意義づけるのであれば、以下の通りである。かつての総括原価方式の枠組みの下では、発電投資は規制料金を通じて安定的に投資回収がなされてきたが、総括原価方式と規制料金の枠組みによる投資回収の枠組みがない現在では、原則として発電投資は市場取引を通じて、または市場価格を指標とした相対取引の中で投資回収されていく仕組みに移行していくと考えられる。このため、従来の総括原価方式下の状況と比較して大部分の電源に係る投資回収の予見性は低下すると考えられる。また、固定価格買取制度等を通じて再生可能エネルギーが拡大することになれば、従来型電源の稼働率が低下するとともに、再生可能エネルギーが市場に投入される時間帯においては市場価格が低下し、全電源にとって売電収入が低下すると考えられる。その結果、電源の将来収入見通しの不確実性が高まり、事業者の適切なタイミングにおける発電投資意欲を更に減退させる可能性がある。今後、電源投資が適切なタイミングで行われない場合、中長期的に供給力不足の問題が顕在化し、また、電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じることが考えられる。そのため、単に卸電力市場等に供給力の確保をゆだねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加で講じ、電源の新陳代謝が市場原理を通じて適切に行われることを通じて、より効率的に中長期的に必要な供給力を確保できるようにすることが整理された。その上で、以</p>

<p>下の点で最も効率的に中長期的に必要な供給力等を確保するための手段として、容量市場を創設すべきであると整理された。</p> <p>このように、容量市場は、電力需要に必要な供給力を確保する制度として創設された。これまでは小売電気事業者等が必要な供給力を含めて、電気の購入費として支払っていたが、容量市場創設後は、必要な供給力（kW価値）と電力量（kWh価値）に分けて、費用を支払うこととなったため、容量市場に基づく実需給前後における小売電気事業者等の課税の公平性を確保する観点から、容量拠出金を電気の購入費と同様、恒久措置として収入金課税から控除することにより上述の目標の達成に寄与する。</p> <p>また、電源入札等は、供給力不足が明らかになり、かつ、あらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保するとともに、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持することを目的としており、当該目的を達成するために、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であることも踏まえ、二重課税などが発生しないよう、措置を要望するものである。</p> <p>本税制措置により、二重課税が回避され、発電側課金の運用が円滑になされることにより、上述の目標の達成に寄与する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(3)及び(7)に課題があり、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

■影響額（減収見込み額）試算 容量市場メインオークション・追加オークション

<容量額出金額> ※実績補正による小売・託送負担ごとの想定

実績給年度	2024	2025	2026
実給容量（実績）（kW）	167,691,648	165,342,148	162,710,879
約定総額（実績）（円）（x）	1,598,741,200,454	514,010,582,305	850,396,238,334
補正率（追加オークション調達率）（y）	0.0%	2.0%	2.0%
補正後約定総額（円）（a：x + (1-y)）	1,598,741,200,454	524,500,594,189	867,751,263,605
小売負担率（b1）	94.0%	92.0%	92.0%
託送負担率（b2）	6.0%	8.0%	8.0%
小売負担金額（円）（c1：a×b1）	1,502,816,728,427	482,540,546,654	798,331,162,518
託送負担金額（円）（c2：a×b2）	95,924,472,027	41,960,047,535	69,420,101,088

<収入割税率>

小売事業者への収入割税率（d1）	0.75%
送配電事業者への収入割税率（d2）	1.00%

<影響額（減収見込み額）（円）>

実績給年度	2024	2025	2026
小売事業者（円）（e1：c1×d1）	11,271,125,463	3,619,054,100	5,987,483,719
送配電事業者（円）（e2：c2×d2）	959,244,720	419,600,475	694,201,011
合計（円）（e1+e2）	12,230,370,183	4,038,654,575	6,681,684,730

初年度（円）	12,230,370,183	※2024年度
平均（円）	7,650,236,496	※2024年度～2026年度の3年度平均（①）

・容量市場と長期脱炭素電源オークションの落札単価水準の関係について
供給力調達量の上限は容量市場全体で決定されるため、長期脱炭素電源オークションの影響額は容量市場メインオークション・追加オークションの影響額とはトレードオフの関係にある。
長期脱炭素電源オークションによる供給力確保の割合が各年度で徐々に高まるため、影響額（減収見込み額）も変化する。
全て長期脱炭素電源オークションで調達する場合は約130億円の影響額（減収見込み額）が想定される（③×③+②）

※容量市場と長期脱炭素電源オークションの落札単価水準

	単価（円/kW）	
容量市場（3年度実績平均から想定）	5.071	②
長期脱炭素電源オークション（試算値）	10.301	③

（参考）容量市場メインオークション約定結果

	第1回（2024年度向け）	第2回（2025年度向け）	第3回（2026年度向け）
約定価格	14,137円/kW	3,495円/kW （北海道・九州以外） 5,242円/kW （北海道・九州）	8,749円/kW（北海道） 5,833円/kW（東北） 5,834円/kW（東京） 5,832円/kW（中部・北陸・関西・中国・四国） 8,748円/kW（九州）
平均価格	9,534円/kW	3,109円/kW	5,226円/kW
約定容量	約1.70億kW	約1.65億kW	約1.63億kW
約定総額	1兆5,987億円	5,140億円	8,504億円

■影響額（減収見込み額）試算 長期脱炭素電源オークション（参考）

供給力調達量の上限は容量市場全体で決定されるため、長期脱炭素電源オークションの影響額は容量市場メインオークション・追加オークションの影響額とはトレードオフの関係にある。

1. 容量確保金・容量額出金の算定

電源種	落札想定価格*1 （円/kW/年）	他市場収益*2 （円/kW/年）	償付額*3 （円/kW/年）	落札想定容量 （万kW）	償付額考慮後の容量額 保全*4 （百万円/年）
小売	4.81	8.44	7.60	120	-27.180
蓄電池	3.47	-*5	-	14	4.852
揚水（リゾネース）	3.47	-*5	-	80	29.807
原子力	10.80	8.94	8.05	120	22.436
バイオマス（送修）	8.18	2.84	2.55	15	8.418
水素（送修）	10.80	8.44	7.60	45	10.808
アンモニア（送修）	7.44	8.05	7.25	40	7.96
合計（容量確保金・容量額出金の合計）					46.334
合計（容量確保金・容量額出金の合計）					10.301
小売負担率：B					92%
送配負担率：C					8%
小売負担金額：A×B					41,856
送配負担金額：A×C					3,829

- *1 上限価格で落札したと仮定
- *2 一定の仮定を置いて試算
- *3 他市場収益の割合
- *4 落札想定価格×他市場収益の償付額×落札想定容量
- *5 発電コスト検証において、可変費、設備利用率が公表されていないため、他市場収益の試算は行わない。

2. 税収影響額

	負担額（百万円）	税率	税収影響額（百万円）
小売事業者	41,688	0.75%	313
送配電事業者	3,829	1.00%	38
合計			351

■影響額（減収見込み額）試算 予備電源

※電量入札本体は、不足する供給力量を想定できないため試算していない

	実績前2024年度	実績前2025年度	実績前2026年度	想定値額
調達価格（円/kWh・年）（a）	14,000	14,000	14,000	<他制度の参考価格>容量市場の上限価格 14,000円/kWh、kWh単位の平均的な落札価格 11,000円/kWh <予備電源の調達価格が容量市場の上限価格を越すことは決裂に許容されない>と仮定し、毎年度最高でも14,000円と仮置き
調達容量（kW）（b）	1,000,000	1,500,000	2,000,000	<調達容量>長期立ち上げ100～200万kW、長期立ち上げ200～300万kW - 2024年度は地熱電源（容量市場の不活況・未応札電源）が少なく、調達総量小値（300万kW）の約1/3を調達すると仮定して100万kW - 2025年度は2024年度よりは地熱電源が多いため、調達総量小値の約1/2を調達すると仮定して150万kW - 2026年度は2024,2025年度より地熱電源が少ないため、調達総量小値の約2/3を調達すると仮定して200万kW
当該年度の調達総額（円）（a×b）	14,000,000,000	21,000,000,000	28,000,000,000	
当該年度以前から継続する予備電源の調達総額（c）	0	14,000,000,000	28,000,000,000	<制度適用期間>2年間または3年間 - 2025年度は、2024年度に調達した予備電源が全量継続と仮定 - 2026年度は、2024年度に調達した予備電源の半分が退出（2年間適用と3年間適用が半分ずつ）、2025年度に調達した予備電源は全量継続と仮定
予備電源費用総額（a×b+c）	14,000,000,000	35,000,000,000	56,000,000,000	
託送負担金額（a×b+c）	14,000,000,000	35,000,000,000	56,000,000,000	各額に1.5倍
一般送配電事業者への収入割合率	1%	1%	1%	

<影響額（減収見込み額）>

	実績前2024年度	実績前2025年度	実績前2026年度
一般送配電事業者等（円）（（a×b+c）×1%）	140,000,000	350,000,000	560,000,000

即年度（円）	140,000,000	※2024年度
平年度（円）	350,000,000	※2024年度～2026年度の3年度平均

■適用額（円）

	2024	2025	2026	3年度平均
容量市場（長期オークション含む）の約定総額	1,598,741,200,454	524,500,594,189	867,751,263,606	996,997,686,083
予備電源費用の総額	14,000,000,000	35,000,000,000	56,000,000,000	35,000,000,000
計	1,612,741,200,454	559,500,594,189	923,751,263,606	1,031,997,686,083

■減収額（円）

	2024	2025	2026	3年度平均
容量市場（長期オークション含む）	12,230,370,183	4,038,654,575	6,681,684,730	7,650,236,496
予備電源	140,000,000	350,000,000	560,000,000	350,000,000
計	12,370,370,183	4,388,654,575	7,241,684,730	8,000,236,496

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設】・【拡充・延長】 【単独】・【主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、容量市場における小売電気事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる容量拠出金について、小売電気事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置(恒久)、及び電源入札等における一般送配電事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる電源入札拠出金について、一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置(恒久)を創設する。
5	担当部局	《関係条項》 —
		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和6年4月1日～令和9年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久(本要望は電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。)
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (容量市場に係る措置) 全国の供給力の確保は原則として容量市場において行うこととしている。容量市場では、供給力はオークションで募集され、落札した発電事業者に対しては供給力の対価として、容量確保契約金が支払われるが、当該契約金の原資は、小売電気事業者等から広域機関が徴収する容量拠出金となっている。 小売電気事業者等が電力を販売するために仕入れた電力の支払に相当する金額は、事業税の課税標準である収入金額から控除する対象であることが地方税法施行令で定められている。他方、小売電気事業者等が負担する容量拠出金は、収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の
		①: 政策目的及びその根拠

		安定供給の確保を目指す。 (電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札・予備電源制度についても、一般送配電事業者等が負担する電源入札拠出金は、地方税法施行令に規定されておらず収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の安定供給の確保を目指す。 《政策目的の根拠》 (容量市場に係る措置) ○第6次エネルギー基本計画(2021年10月22日閣議決定) 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 (1) エネルギーシステム改革の更なる推進 ① 脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築に向けた取組 (a) 供給力確保のための強化策及び枠組の検討 自由化前は、地域独占と規制料金により費用回収が保証された旧一般電気事業者が、需要に合わせて必要となる発電設備(kW)や燃料(kWh)を計画的に確保していたが、自由化の進展と卸電力市場取引の増加に伴い、短期的な卸電力市場をベースとした競争の中で、採算性の悪化する電源の退出が進展し、新規投資も停滞している。 (略) 設備容量(kW)確保の観点では、追加的な供給力の確保や電源の過度な退出の防止に向けた対応策の検討を進めるとともに、4年後に必要な供給力を事前のオークションにより効率的に確保する容量市場について、その着実な運用を行いつつ、効率性の更なる向上に向けて不断の見直しを行う。 (容量市場、電源入札・予備電源に係る措置) ○GX 実現に向けた基本方針(2023年2月10日閣議決定) 2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組 (2) 今後の対応 5) カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備 電力システム改革については、需要家の選択肢の拡大や広域的電力供給システムの形成といった成果が見られる一方、火力発電所の休廃止や原子力発電所の再稼働の遅れなどによる供給力不足や需要家保護の観点からの小売電気事業の規律強化など制度設計上の課題も存在する。 そのため、供給力確保に向けて、2024年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(2023年6月16日閣議決定) 2. GX・エネルギー安全保障 (1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組
--	--	--

		<p>⑤カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備 供給力確保に向けて、来年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。</p> <p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p>	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け		
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (容量市場に係る措置) 容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること。</p> <p>(電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (容量市場に係る措置) 上記達成目標の実現により、小売事業者間の公正な競争を促進しつつ、電力の安定供給確保につながると考えられる。</p> <p>(電源入札・予備電源に係る措置) 上記達成目標の実現により、供給力不足に円滑に対応することが可能となり、電力の安定供給確保につながると考えられる。</p>	
10	有効性等	①: 適用数	<p><小売電気事業者> 2023 年度(見込) 730 社 2024 年度(見込) 730 社 2025 年度(見込) 730 社 2026 年度(見込) 730 社</p> <p><一般送配電事業者> 2023 年度(見込) 9 社 2024 年度(見込) 9 社 2025 年度(見込) 9 社 2026 年度(見込) 9 社</p> <p>※小売電気事業者について、事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、2024 年度以降は 2023 年度と同様の数値としている。 ※一般送配電事業者について、容量市場に参入していない沖縄電力を除き、9 社としている。また、今後の増加・減少は見込まれないため、2024 年度以降は 2023 年度と同様の数値としている。 ※配電事業者については、2023 年 9 月時点で 0 社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。</p>

		②: 適用額	[初年度(2024 年度)推計]▲1,612,741 [2025 年度推計]▲559,501 [2026 年度推計]▲923,751 (単位:百万円)
		③: 減収額	[初年度(2024 年度)推計]▲12,370 [2025 年度推計]▲4,389 [2026 年度推計]▲7,242 (単位:百万円)
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置を通じ、容量拠出金・電源入札拠出金を拠出する小売事業者・一般送配電事業者等にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保され、制度運用の円滑化が図られるため、電力の安定供給確保につながると考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特別措置がなされない場合、容量拠出金・電源入札拠出金を拠出する小売事業者・一般送配電事業者等にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保されず、制度運用の円滑化が阻害され、電力の安定供給確保に悪影響を及ぼし得ると考えられる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特別措置は、小売電気事業者・一般送配電事業者等に対する二重課税を回避すべく要望するため、税制措置を講じることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似の政策目的に係る支援措置として、「電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置(地方税・法人事業税)」が存在するが、本特別措置の対象である容量拠出金及び電源入札拠出金は、託送料金とは別に小売電気事業者・一般送配電事業者等が負担する費用であるため、代替されない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特別措置の目的である電力の安定供給確保は、あらゆる地域・地方公共団体にとって必要不可欠と考えられる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	(一社) 日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（連系線利用における公平な競争環境を確保し、連系線のより効率的な利用を促進する。そのために、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避し、課税の公平性を確保する）は、政策目的（課税の公平性を確保すること）よりも発展した内容を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、政策評価書を修正いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用件数及び適用法人数の把握は困難であるため定量評価の指標として採用しておりません。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用件数及び適用法人数の把握は困難であるため定量評価の指標として採用しておりません。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和2年度の法人事業税）が把握されていない。 ② 過去の減収額（令和3年度の法人事業税）について、「適用額の実績額（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出））を計上したうえで、税率を掛け合わせ算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値（税率））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、令和2年度の法人事業税の減収額について追記いたしました。 ② 算定根拠となる税率（1.05%）を追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（連系線利用における公平な競争環境を確保し、連系線のより効率的な利用を促進する。そのために、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避し、課税の公平性を確保する）は、政策目的（課税の公平性を確保すること）よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、政策評価書の記載を修正いたしました。また、新しい達成目標に基づき、本措置の過去の効果を評価いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（間接オークション制度の利用に伴う卸電力取引所を通じた自己約定の発生について、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額は課税標準から控除できる一方で、経済的には実態が変わらない取引所を通じた自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することと考えられるため、当該状況を是正する）に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（連系線利用における公平な競争環境を確保し、連系線のより効率的な利用を促進する。そのために、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避し、課税の公平性を確保する）は、政策目的（課税の公平性を確保すること）よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて</p>

いない。
【経済産業省の補足説明】
① 御指摘を踏まえ、政策評価書の記載を修正いたしました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（間接オークション制度の利用に伴う卸電力取引所を通じた自己約定の発生について、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額は課税標準から控除できる一方で、経済的には実態の変わらない取引所を通じた自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することと考えられるため、当該状況を是正する）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(2)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(2)過去の適用数が把握されておらず、(3)将来の適用数が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	(一社)日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 電気事業者が卸電力取引所において、電力の買入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額(同一法人内の自己約定分の買入約定価格に限る)に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。 《要望の内容》 当該措置の恒久化を要望する。 《関係条項》 地方税法 第72条の12 附則 第9条第19項 地方税法施行令 第22条 附則 第6条の2
5	担当部局	経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 取引制度企画室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年度 分析対象期間: 令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度 創設
8	適用又は延長期間	恒久
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 間接オークション制度利用における支障となっている卸電力取引所を通じた自己約定における二重課税を解消し、広域メリットオーダーの達成を促進する。 〔参考〕 ○電力システムに関する基本方針(平成25年4月閣議決定)に基づく電気事業法の改正により(平成26年6月11日閣議決定成立)、平成28年4月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働する、広域メリットオーダーの達成が必要とされている。他方で、平成30年9月以前においては、地域間の連系線利用ルールとして「先着優先ルール」が存在し、これにより連系線の空き容量が十分でない場合には連系線を利用できないため、広域メリットオーダーの達成への障壁となっていた。 ○こうした状況を踏まえ、平成30年10月に、コストの安い電源順に送

		電することを可能とする間接オークション制度が導入され、公平な競争環境の下での連系線のより効率的な利用、そして広域メリットオーダーの達成を促進してきた。 ○一方で、小売事業者から需要家への電力販売による収入に基づき課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については、卸電力取引所経由のものも含めて、課税標準から控除できる一方で、同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には実態の変わらない自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。																															
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)」において、「主要な改革内容」の一つとして、「2.小売及び発電の全面自由化」を掲げている。 また「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(平成29年2月)」において、「現行連系線利用ルールを「先着優先」から市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更することを軸とする」旨が記載されている。																															
	③: 達成目標及びその実現による寄与	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 間接オークション制度の利用に伴う卸電力取引所を通じた自己約定の発生について、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額は課税標準から控除できる一方で、経済的には実態の変わらない取引所を通じた自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することと考えられるため、当該状況を是正する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税の公平性確保により、間接オークション制度利用における障壁が解消されるため、広域メリットオーダーの達成が促進される。																															
10	有効性等	①: 適用数 本措置の対象となる自己約定にあたる取引量の推移は以下のとおり。 (単位: 百万 kWh) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>5,354</td> <td>35,69</td> <td>35,69</td> <td>35,69</td> <td>35,69</td> <td>35,69</td> <td>35,69</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> 【算出根拠】 1. 令和2年度及び令和3年度分については、適用額の実績額(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等)に関する報告書(第	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	適用数	5,354	35,69	35,69	35,69	35,69	35,69	35,69			2	2	2	2	2	2
年度	令和2	3		4	5	6	7	8																									
	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																										
適用数	5,354	35,69	35,69	35,69	35,69	35,69	35,69																										
		2	2	2	2	2	2																										

	③：地方公共団体が協力する相当性	本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置を実施したとしても新たに税収減が発生するとは考えられない。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月(R2 経産13)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（2020年の法的分離に伴う分社化により不可避的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額による追加的な税負担を控除し、電力の安定供給等を確保すること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、グループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額を控除することで、電力の安定供給に必要となる取引を躊躇させず、安定供給を確保することが目的であることから、定量的に達成すべき水準をお示しすることは困難である。</p> <p>② 電力の安定供給の確保という達成目標においては、達成すべき時期をお示しすることは困難である。</p> <p>③ 定量的な達成目標を設定したとして、当該目標を達成したとしても、電力の安定供給の確保という政策目標が達成されたとは必ずしも言い難いため、現状の目標設定が適切であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度から4年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数について、「旧一般電気事業者及び電源開発株式会社並びにそれぞれから分社化した社」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。</p> <p>② 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（令和4年度の法人事業税）について、「令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上」と説明されているが、令和3年度の減収額とはかい離があり、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の減収額（令和2年度及び3年度の法人事業税）について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（令和5年度から8年度までの法人事業税）について、「令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上」と説明されているが、令和3年度の減収額とはかい離があり、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、グループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額を控除することで、電力の安定供給に必要となる取引を躊躇させず、安定供給を確保することが目的であることから、本特例措置が電力の安定供給の確保にどのように資したのかを具体的にお示しすることは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかとされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 本特例措置は、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、グループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額を控除することで、電気の安定供給に必要となる取引を躊躇させず、安定供給を確保することが目的であることから、本特例措置が電力の安定供給の確保にどのように資したのかを具体的にお示しすることは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(3)将来の適用数及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税 14)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額について、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除する。
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長する。
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第20項 地方税法施行令 附則第6条の2 等
5	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和5年8月
7	創設年度及び改正経緯	平成31年度 創設
8	適用又は延長期間	5年間 (法的分離に伴う不可避免的な追加の税負担は、電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電力システム改革に関しては、「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づき数次の制度整備が講じられており、その一環として、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月成立)に基づき、令和2年4月1日以降、一般送配電事業者は小売電気事業者又は発電事業を営んではならないこととされたところ(いわゆる「法的分離」)。 法的分離後のグループ会社間取引については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われることとなっており、安定供給の確保等の観点から、必要な範囲に限り例外的に当該取引の料金について、収入金額の算定から控除する特例措置が平成31年度から5年間の期間で講じられたところ。 他方、電力の安定供給の確保に資するよう、効率化によって資金を確保し、設備更新・修繕等の安定供給に資する取り組みとしてのグルー

		<p>ブ間取引は、今後も継続することが想定されることから、本措置の延長を要望する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づく電気事業法の改正により、平成32年4月1日以降、一般送配電事業者は小売電気事業者又は発電事業を営んではならないこととされている。 また、法的分離後に伴う行為規制の例外となる取引については、経済産業省令において定められるため、本措置の対象となる取引に事業者の恣意性は含まれない。</p>																								
		<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p>																								
		<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額による追加的な税負担を控除し、電力の安定供給等を確保すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額について、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除することで、電力の安定供給に必要な取引を躊躇させず、安定供給を確保する。</p>																								
10	有効性等	①: 適用数	22社(旧一般電気事業者及び電源開発株式会社並びにそれぞれから分社化した社)																							
		②: 適用額	<p>本措置の適用の対象となるグループ会社間取引の額の推移は以下のとおり。</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>201.675</td> <td>190.739</td> <td>190.739</td> <td>190.739</td> <td>190.739</td> <td>190.739</td> <td>190.739</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕 1. 令和2年度及び令和3年度分の適用額は、各社よりヒアリングしたものである。 2. 令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上。</p>	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	適用額	201.675	190.739	190.739	190.739	190.739	190.739	190.739
		年度	令和2		3	4	5	6	7	8																
実績	実績		見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																			
適用額	201.675	190.739	190.739	190.739	190.739	190.739	190.739																			
③: 減収額																										

		<p>本措置の適用の対象となるグループ会社間取引の減収額の推移は以下のとおり。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>2,217</td> <td>2,078</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 1. 令和2年度及び令和3年度分の減収額は、各社よりヒアリングしたものである。 2. 令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上。</p>	年度	令和2	3	4	5	6	7	8		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	区分								減収額	2,217	2,078	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589
年度	令和2	3	4	5	6	7	8																											
	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																											
区分																																		
減収額	2,217	2,078	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589																											
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 追加的な税負担を回避することで、電力の安定供給等に必要な取引を電力会社に躊躇させず、電気の安定供給をより確実に確保する。</p>																																
	⑤: 税収減を是認する理由等	—																																
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額は、法的事由により追加的に負担を求めらるものであるから、追加的な負担を回避する本措置は妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>追加的な税負担を回避することで、電力の安定供給等に必要な取引を電力会社に躊躇させず、電気の安定供給をより確実に確保する観点から、本措置は妥当である。</p>																																
12	有識者の見解	—																																

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月
----	--------------------	---------

